

第 4 次寝屋川市地域福祉計画【案】

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉と地域共生社会	2
3 地域エリアごとの取組について	4
4 計画の位置付けについて	6
5 計画期間	6
6 計画の策定方法	7
7 SDGs 達成への貢献	8
第 2 章 計画の基本的な考え方	10
1 計画の基本理念	10
2 施策の方向性	11
3 計画の体系	13
第 3 章 取組の方向	14
施策の方向性 1 地域福祉のセーフティネットの拡充	14
施策の方向性 2 権利擁護 ^{ようご} の推進	17
施策の方向性 3 地域福祉を担う多様な人づくり	19
施策の方向性 4 生活と福祉を支える基盤強化	21
第 4 章 計画の推進	24
1 計画の推進体制	24
資料編	25
1 寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則	25
2 寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員名簿	27
3 寝屋川市社会福祉審議会条例（平成30年寝屋川市条例第50号）	28
4 寝屋川市社会福祉審議会規則（平成31年寝屋川市規則第50号）	30
5 寝屋川市社会福祉審議会委員 名簿	33
6 本市の地域福祉を取り巻く現状	34
7 アンケート調査からみる地域福祉の現状	45
8 計画策定の経過	63
9 用語解説	64

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な人口減少社会の到来や、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。家庭や地域における支援力が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもり^{*}の問題、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題^{*}などが顕著化しています。また、公的な福祉サービスの狭間にある事例などが発生しています。

そのような中、国においては、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化・複合化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会^{*}の実現を進めています。

また、平成30年4月1日施行の社会福祉法の一部改正において、地域福祉計画が、福祉分野の計画の上位計画と位置付けられ、計画には「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」が盛り込まれることとなりました。

さらに、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律」が平成28年5月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年12月に施行され、地域福祉との一体的な展開による地域共生社会の実現に向けた動きが活発になっています。

令和2年6月には更なる社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）があり、地域福祉の推進は、地域住民が主体となって行うものであると明文化されるとともに、重層的な支援体制^{*}整備に関する事項が盛り込まれました。

本市においては、平成28年3月に「第3次寝屋川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第3次計画の期間が満了することから、これまでの取組の進捗や、国・府などの動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化していく福祉課題に適切に対応するため、「第4次寝屋川市地域福祉計画」を策定することとしました。

2 地域福祉と地域共生社会

この計画では、「地域福祉」について、これまでの地域福祉計画の考え方を継承し、次のように考えます。地域福祉の充実が、地域共生社会の実現につながると考えています。

**誰もが地域とつながりをもって
安心して心豊かに暮らせるよう
地域の力を合わせて
地域にあった福祉をつくる**

誰もが地域とつながりをもって

誰もが、日常生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き、支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

地域の力を合わせて

公的な制度に基づく取組を土台に、市民、ボランティア、団体、事業者等が、「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切に、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かな支援を行います。

地域にあった福祉をつくる

国、大阪府の制度等も利用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

「ちいき」に関わる様々な人たちの力で、
「ふ」だんの
「く」らしの
「し」あわせを支え合おう！ を合言葉に
一人一人が「できること・したいこと」に取り組みましょう。



出典：厚生労働省資料

【参考】社会福祉法（地域福祉部分抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 地域エリアごとの取組について

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

(1) 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、自治会や民生委員・児童委員^{*}を中心に、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気づき、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にしながら取組を進めています。

(2) 小学校区（校区福祉委員会^{*}・地域協働協議会^{*}）のエリア

【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼び掛けを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

(3) コミュニティセンターエリア（2中学校区）

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターを設置しています。コミュニティセンターエリアを介護保険制度^{*}の「日常生活圏域」、本市子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」と定めるとともに、このエリアを基盤に、地域と密着して暮らしに関わる相談支援を行う、コミュニティソーシャルワーカー^{*}（CSW）を社会福祉協議会^{*}が配置しています。

また、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター^{*}、地域子育て支援拠点^{*}である地域子育て支援センター又はつどいの広場を中学校区ごとに設置するなど、より地域に密着した福祉の充実を図っています。

様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めます。

(4) 寝屋川市全域

【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO*等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組めます。



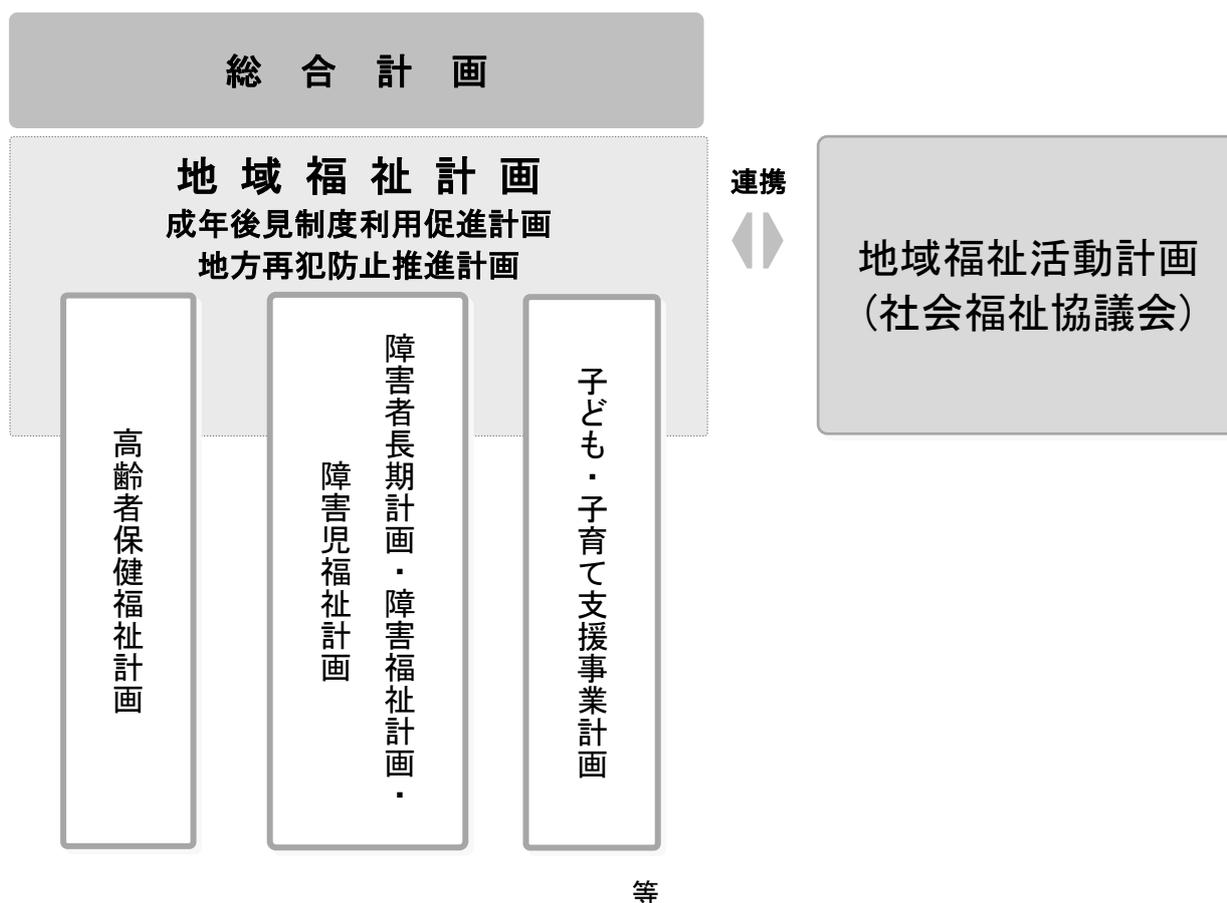
4 計画の位置付けについて

地域福祉計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のための仕組みを示すものです。

また、高齢者保健福祉計画、障害者長期計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉、防災等に関わる様々な計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる市の取組を示すものです。

加えて、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携して、地域福祉を推進する両輪となるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく計画と位置付けます。また、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されます。



5 計画期間

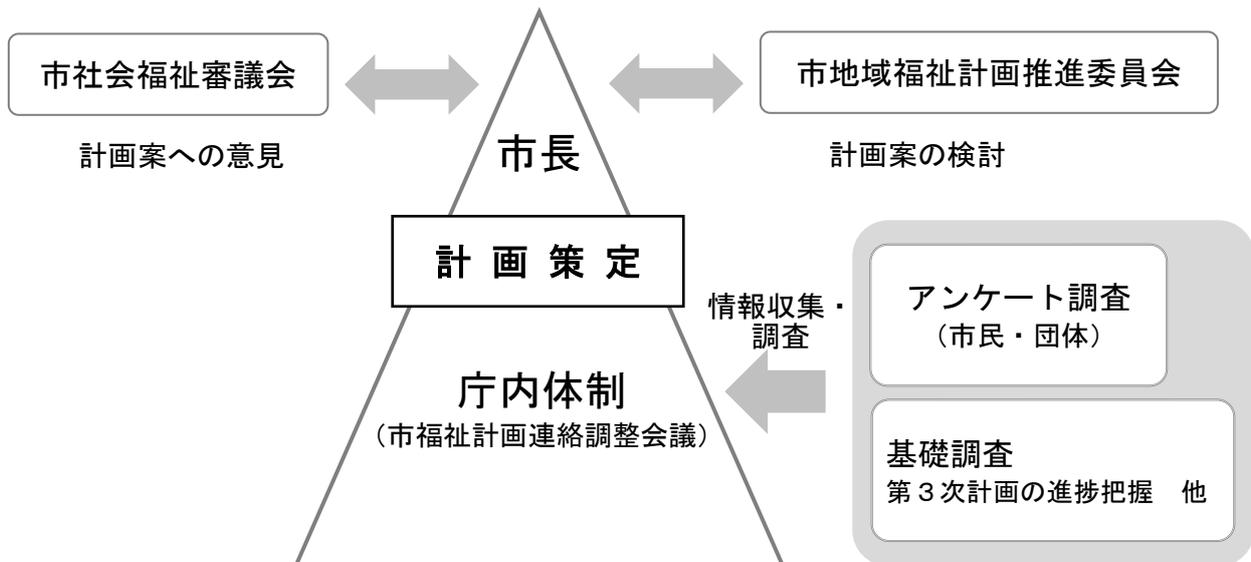
計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

6 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、市民、学識経験者及び地域福祉に関する事業に従事する者で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で検討を行いました。

また、「寝屋川市社会福祉審議会」から、本計画に対する意見を受けました。



(2) 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査の実施

市民の日常生活の現状や意識、地域づくりに関する考え方などを把握し、本計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 令和3年2月1日～2月28日
- 意見の件数 16件
- 意見の公表 市ホームページで意見に対する回答を公表しました。

7 SDGs※達成への貢献

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会の共通の目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。

「持続可能」とは「人間が地球に住み続けることができること」であり、「開発」とは「より良い世界をつくること」です。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など17の目標（世界が目指す姿）と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

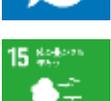
SDGs達成に向け、一人一人ができることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。



SDGsの推進は、地域福祉計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGsの達成に貢献します。

[地域福祉計画が主に関連するSDGs目標]



	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>2 飢餓をゼロ 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
	<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>8 働きがいも 経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
	<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市には、性や年齢、障害や疾病の状態、国籍や文化の違いなど、多様な人々が暮らしています。また、少子高齢化や核家族化の一層の進行、地域における人間関係の変化などを背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の孤立、老々介護、シルバー世代の孤立死^{*}、認知症^{*}のある人の見守り、障害のある人の社会参加、子どもやシルバー世代、障害のある人への虐待、ひきこもり、経済的困窮など、地域の理解や協力なしには解決できない様々な課題があります。

本市では、今後も、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、地域全体がつながりと信頼を深め、支えあう地域共生社会の構築を図っていくことが重要であると考えます。

そのため、子どもからシルバー世代まで、あらゆる年代の市民の地域福祉の意識醸成を図り、地域の人々が、助け合いの心でつながり、市民自らが地域共生社会の実現を推進していくことができるよう、この計画の基本理念を『地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実』とします。

[基本理念]

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実



2 施策の方向性

施策の方向性 1 地域福祉のセーフティネットの拡充

ひとり暮らし高齢者やシルバー世代のみの世帯、障害者、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケア※（介護と子育てなど複数のケアに携わること）や生活困窮、ヤングケアラー※（障害や疾病のある親や祖父母などの介護や世話をしている子ども）への支援など地域における生活課題は複雑化・複合化しています。

公的な福祉サービスにつながりにくい「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを解決するため、関係機関と連携し、身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的かつ重層的で専門的な支援につなげる仕組みづくりに取り組みます。

また、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

施策の方向性 2 権利擁護^{ようご}の推進

一人一人の尊厳が守られ、自己決定を尊重し支援することは、誰もが安心して暮らせる地域生活を支えるうえで非常に大切です。

今後、認知症高齢者の増加及び知的障害者・精神障害者の地域移行の進展に伴い、判断能力が十分でない方々の増加が見込まれることから、身上保護や財産管理を行う成年後見制度等の利用促進に向けた取組を推進します。

施策の方向性 3 地域福祉を担う多様な人づくり

地域福祉の推進にあたっては、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業など、多様な主体が参画し、対等の関係で行う協力や提携による福祉協働※に取り組むことが必要です。これら地域福祉を担う多様な人づくりと、活動しやすい環境づくりを進め、地域の実情や要支援者のニーズに寄り添った温かい福祉サービスの提供を促進します。

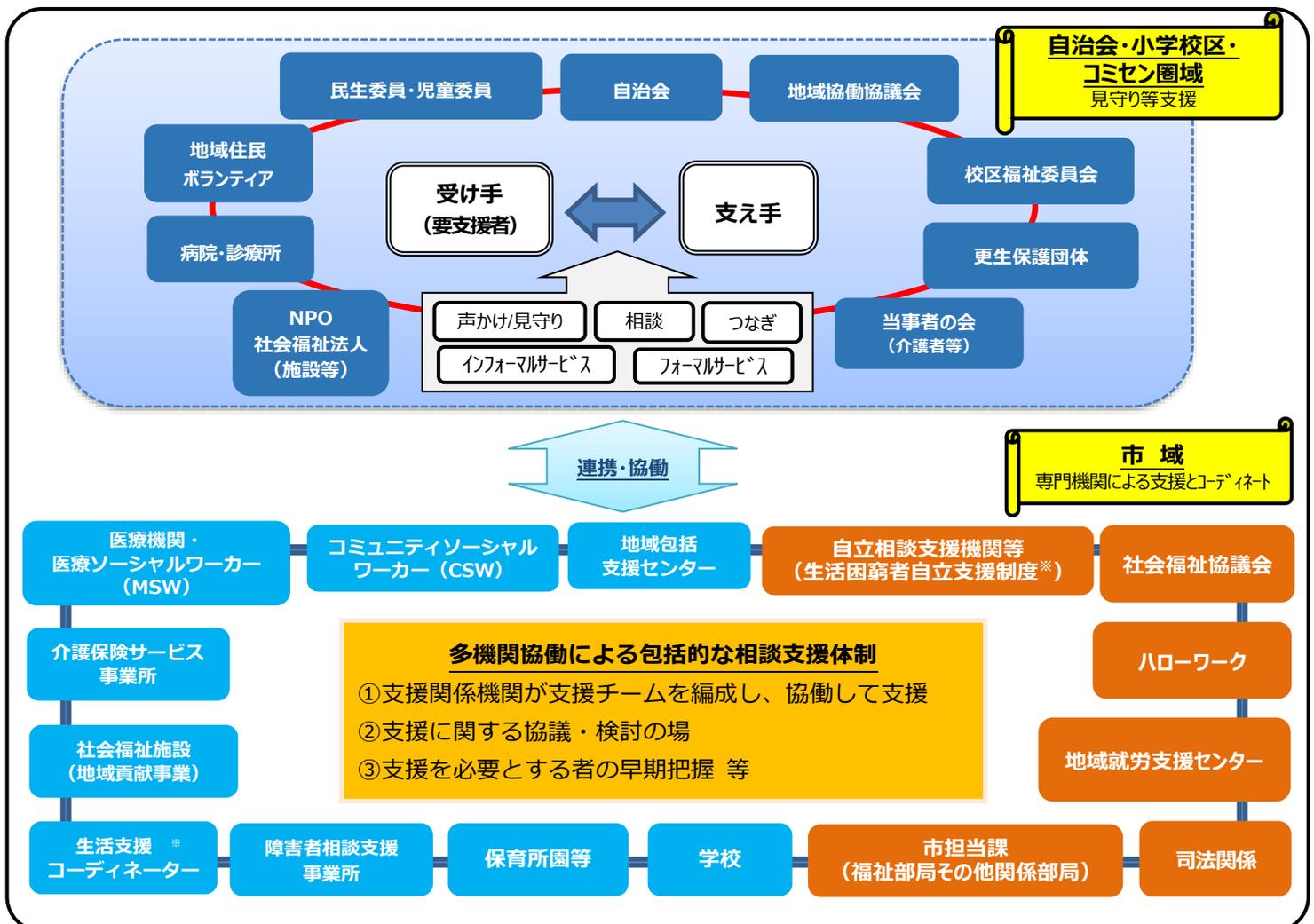
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人、エッセンシャルワーカー※（保育や介護サービスの提供など生活の維持に欠かせない活動を行う人々）に対する需要が増加しており、これらの福祉分野におけるエッセンシャルワーカーに対する支援に努めます。

施策の方向性 4 生活と福祉を支える基盤強化

地域のセーフティネットを拡げ、強くするためには、これまで中核的な役割を担ってきた社会福祉協議会等が、行政機関との連携のもと、その基盤強化を図りつつ、継続的・安定的に福祉のまちづくりに取り組むことが期待されています。

また、地域生活課題[※]は、福祉分野から保健・医療、就労、ライフスタイルやまちづくりまで多岐にわたり、その担い手も福祉サービスの供給主体も多様化しています。多様な主体の相互理解と連携のもと、地域共生を支える仕組みづくりを推進します。

《寝屋川市が目指す地域福祉のセーフティネット（イメージ）》



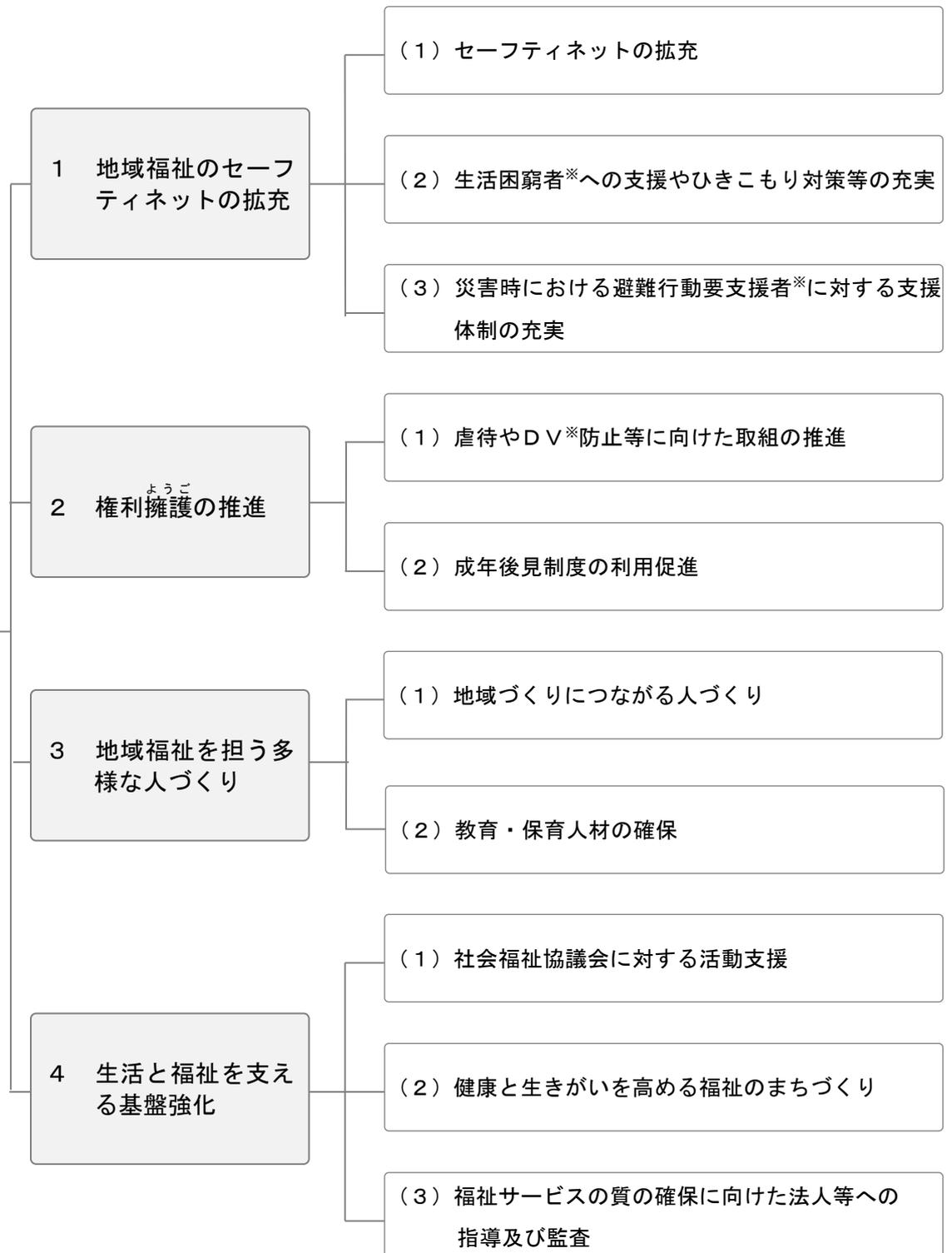
3 計画の体系

[基本理念]

[施策の方向性]

[重点取組]

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実



1 地域福祉のセーフティネットの拡充

(1) セーフティネットの拡充

【5年後を見据えた課題】

- 地域には、シルバー世代や障害者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している可能性が懸念されます。
- 市民が抱える地域生活課題が、更に複雑化・複合化しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- 身近なところで気軽に相談できる仕組みが向上しています。
- 既存の支援関係者に加え、課題に応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的なネットワークによる包括的かつ重層的な支援体制づくりが進んでいます。

【今後の方向性】

困りごとを包括的に受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につながりにくい生活課題を抱えた人の早期発見のための相談体制の充実と支援を行う仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

- 包括的かつ重層的な相談体制の充実
高齢・障害・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健、健康などの関係部署や社会福祉協議会、社会福祉法人などの関係機関が連携し、包括的かつ重層的な支援体制の充実に努めます。
- 関係機関等の連携協働促進
地域福祉のセーフティネットの拡充を進めるため、団体等の様々な社会資源や関係機関を巻き込み、連携協働を促進していきます。

(2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実

【5年後を見据えた課題】

- 地域社会からの孤立などにより、適切な支援を受けることができていない生活困窮者等がいますと考えられます。
- 単身者の増加や就労状況等により、経済的な困窮に関する相談が増加しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- 様々な理由により生活に困っている人が、早期かつ適切な支援を受けることで、地域の中で安心して、自立した生活を送ることができています。
- 経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制整備が、更に進んでいます。

【今後の方向性】

生活に困窮する人などが、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

【主な取組】

○生活困窮者への支援

生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、地域包括支援センターなど既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。

○ひきこもり支援の充実

ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施します。

○子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を防止することが重要であることから、庁内の関係部署や関係機関と連携して学習支援事業や保護者の就労支援などの施策を進めます。

○就労支援

生活困窮者やシルバー世代、障害者、ひとり親家庭の親などの就労について、ハローワークと連携し、自立相談支援事業*や地域就労支援センター**での相談事業を行うなど、支援に取り組みます。

(3) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実

【5年後を見据えた課題】

○大規模災害発生時に、地域での助け合いや隣近所での助け合い（共助）の際の重要な情報となる避難行動要支援者名簿[※]について、有効な利活用の仕組みが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○大規模災害発生時の対応について、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合い（共助）や行政等（公助）が協働し、避難行動要支援者名簿の利活用の仕組みの構築が進んでいます。

【今後の方向性】

南海トラフ地震等の発生が懸念されており、甚大な被害が予想されることから、災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

○避難行動支援体制の充実

避難行動要支援者名簿の活用や更新を行うとともに、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、地域の協力体制づくりを推進します。

○災害時の連携強化

市内施設と協定を締結している福祉避難所[※]について、新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症の感染拡大防止を前提とした支援の在り方について検討します。



(1) 虐待やDV防止等に向けた取組の推進

【5年後を見据えた課題】

- シルバー世代や障害のある人、子育て世帯などが地域の中で孤立すれば、虐待等の発見が遅れることが課題となっています。
- 世帯の抱える課題が複雑化し、適切な対応を行う体制強化が課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- 地域団体、警察等の関係機関との連携による見守り体制や、日常から声をかけ合える顔の見える関係づくりを進めています。
- 虐待やDV等に係る調査や相談の中で把握した世帯全体が抱える様々な地域生活課題についても、関係機関と連携して取り組みます。

【今後の方向性】

虐待、いじめ、DV等の問題を解決するため、市民などを対象に、虐待やDVへの一層の理解を促進するとともに、シルバー世代、障害者、子ども、子育て世帯等の公的な相談窓口について、周知するとともに、機能の充実を図ります。

【主な取組】

○虐待、DVの理解促進

市民を対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、啓発等を行うことにより、発生の防止及び早期発見の強化を図ります。

○相談機能の充実・連携

専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。

○子どものいじめ防止対応の推進

市子どもたちをいじめから守るための条例に基づき、寢屋川方式の「教育的アプローチ」(学校・教育委員会)、「行政的アプローチ」(市長部局)、「法的アプローチ」(外部機関)の三段階アプローチ等によるいじめ対策及びいじめの未然防止施策に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進

【5年後を見据えた課題】

○認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人をサポートする福祉サービス利用援助事業や成年後見制度は利用者の増加が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足する恐れが生じています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○判断能力が十分でない人が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送れる支援体制の整備が、進んでいます。

○成年後見制度の更なる利用促進を行っています。

【今後の方向性】

成年後見制度や日常生活自立支援事業*の周知及び利用を促進します。

成年後見制度等に関する研修会の開催を通じて、成年後見制度等の権利擁護事業について普及啓発に努め、必要な方の相談・利用の促進を図ります。

【主な取組】

○成年後見制度の利用促進〔寝屋川市成年後見制度利用促進計画〕

認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用について相談できるよう、成年後見制度や相談窓口の周知に取り組みます。

また、成年後見制度の取組をより進めるため、地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に努めます。

さらに、判断能力が不十分で、親族がいないなどの理由で審判の申し立てができない人については、市長申立制度を支援につなげるよう活用します。

3 地域福祉を担う多様な人づくり

(1) 地域づくりにつながる人づくり

【5年後を見据えた課題】

- 地域コミュニティの希薄化や担い手の減少・固定化・高齢化の進行等により、地域福祉活動の担い手不足が課題となっています。
- 市民一人一人が地域福祉の「支え手」と「受け手」であり、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会についての理解が進んでいません。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- 地域において、市民、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会、地域協働協議会、更生保護団体^{*}、社会福祉協議会、社会福祉施設、企業、NPOなどの多様な主体が集まり、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、自分たちの地域を創っていく取組が進んでいます。
- 地域福祉活動について、市民の周知や理解が進んでいます。

【今後の方向性】

- 地域福祉活動のさらなる広がりや新たな活動メニューについて、一緒に検討を行うなど、市民の自発性に基つき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を進めます。
- 初めての人も気軽に地域福祉活動に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、参加のきっかけづくりを進めます。

【主な取組】

○人材発掘、機会創出

地域において、見守り・声かけ活動や、高齢者などのサロン活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える人材を育成するため、参加のきっかけづくりに取り組みます。

○更生保護団体への支援〔寝屋川市再犯防止推進計画〕

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える更生保護三団体（保護司会、更生保護女性会、BBS会）が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

また、地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンター^{*}の運営支援や、更生保護三団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組みます。

(2) 教育・保育人材の確保

【5年後を見据えた課題】

○保育ニーズの増加や子どもや子育てを取り巻く環境の変化により、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○希望すれば全ての子どもが保育所等を利用でき、保育ニーズ等に対応する教育・保育の機会が保証されています。

【今後の方向性】

保育士などの専門性を高める人材育成等について取組を進めて行くとともに、教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できる取組や、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修の充実などに取り組みます。

【主な取組】

○教育・保育人材の就業促進、定着支援

継続して待機児童をなくすために、保育士の処遇改善や保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士の就職促進などにより保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境の整備に努めます。

また、放課後子供教室や留守家庭児童会においても、教育・保育環境の充実に努めます。



4 生活と福祉を支える基盤強化

(1) 社会福祉協議会に対する活動支援

【5年後を見据えた課題】

- 社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。
- 地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、必要とされる機能が增加しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- 社会福祉協議会が、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。
- 地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方を検討します。
- より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても連携して双方で市民に提供できるよう取り組みます。

【主な取組】

- 社会福祉協議会への活動支援
 - 社会福祉協議会が関係機関とのネットワークにより把握する地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して支援を行います。



社会福祉協議会のシンボルマーク

(2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり

【5年後を見据えた課題】

- 高齢化が進む中で、若年層からの健康づくりが課題となっています。
- 地域におけるサロン活動など、地域ぐるみで行っている健康づくり活動を継続する機運が低下しています。
- 生きがいづくりに向け、社会参加を促す環境づくりが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- それぞれの世代の市民が自身の健康に関心を持ち、健康づくりのための行動を気に掛けています。
- 地域包括ケアシステム^{*}の構築における、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な推進を図り、市民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげています。

【今後の方向性】

市民の健康や日々の暮らしを支える活動や情報を発信し、健康を意識し心が豊かになるような心身を良好に保つ取組を進めます。

【主な取組】

○健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けた心と身体の健康づくりの取組への支援を充実するとともに、地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。

○介護予防事業の充実

市民が参加しやすい介護予防の取組への支援を充実します。

○生涯学習の推進

主体的に取り組む意識づくりを支援するとともに、様々なニーズに応じた社会参加を支援します。

○交通等による移動手段の確保

シルバー世代や障害者等の生活に必要な移動手段の確保に努めます。

(3) 福祉サービスの質の確保に向けた法人等への指導及び監査

【5年後を見据えた課題】

○措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人等においては、利用者の様々な福祉ニーズに対応することが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○社会福祉法人や福祉サービス事業者等への指導及び監査等を通して、地域の実情や要支援者のニーズにあわせた福祉サービスの提供が、さらに促進されています。

【今後の方向性】

市内の社会福祉法人及び福祉サービス事業者への集団指導や実地指導などにおいて情報共有等を行い、市と事業者との連携を深め、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。

【主な取組】

○社会福祉法人等への指導及び監査

社会福祉法人や福祉サービス事業者等に、適切に指導及び監査等を行います。

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画内容の十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市と社会福祉協議会の連動による取組の推進

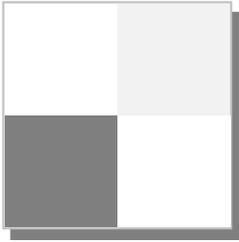
地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、医療、産業、労働、教育、防災、交通等生活の基盤となる様々な分野との連携が重要になります。

また、本市と社会福祉協議会が緊密に連携・協働して、様々な担い手とともに本計画に係る取組を推進します。

(3) 計画の管理と推進

本計画は、基本理念に基づき市民と行政等が協働して取り組むべきものです。

そこで、庁内関係課等との連携により取組状況を精査するとともに、学識経験者や市内の関係団体等で構成される「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」による審議を踏まえ、計画の推進に努めます。



資料編

1 寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則（平成25年寝屋川市規則第16号）

（趣旨）

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において高齢者福祉活動を行う団体の構成員
- (4) 市内において児童福祉活動を行う団体の構成員
- (5) 市内において障害者福祉活動を行う団体の構成員
- (6) 市内で活動するボランティア団体の構成員
- (7) 市内において医療活動に従事する者
- (8) 寝屋川市社会福祉協議会の構成員
- (9) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により寝屋川市の区域に置かれた民生委員・児童委員

2 委員の任期は、2年以内で、市長の定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等の要求等）

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資

料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(略)

2 寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

令和2年8月19日現在

No.	資格	委員会 役職	氏名	団体名等
1	公募による市民 (規則第3条第1号)	委員	中島 順一	公募による市民
2		委員	松谷 満利子	公募による市民
3	学識経験を有する者 (規則第3条第2号)	委員長	岡田 忠克	関西大学 学長補佐 人間健康学部 教授
4		委員	林堂 佳子	弁護士法人青雲法律事務所 弁護士
5		委員	岸川 久美子	岸川久美子司法書士事務所 司法書士
6	市内において高齢者福 祉活動を行う団体の構成 員 (規則第3条第3号)	委員	安藤 紘一	寝屋川市老人クラブ連合会 会長
7		委員	三和 清明	寝屋川高齢者サポートセンタ ー運営協議会 事務局長
8	市内において児童福祉 活動を行う団体の構成員 (規則第3条第4号)	委員	園田 茂香	NPO法人芽ばえ 理事長
9	市内において障害者福 祉活動を行う団体の構 成員 (規則第3条第5号)	委員	大西 正禮	寝屋川市障害児者福祉施設協 議会 構成組織 社会福祉法人 療育・自立センター 理事長
10		委員	朽見 圭子	寝屋川市障害者団体協議会 書記長
11	市内で活動するボラン ティア団体の構成員 (規則第3条第6号)	委員	森田 正信	登録ボランティアグループ連絡 会 会長
12	市内において医療活動 に従事する者 (規則第3条第7号)	副委員 長	伊与田 賢也	一般社団法人 寝屋川市 医師会 常務理事
13	寝屋川市社会福祉協 議会の構成員 (規則第3条第8号)	委員	郡 美博	社会福祉法人寝屋川市社会 福祉協議会 副会長
14	寝屋川市の区域に置か れた民生委員・児童委員 (規則第3条第9号)	委員	辻岡 喜久雄	寝屋川市民生委員児童委員 協議会 会長

※ 寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条における規定順

3 寝屋川市社会福祉審議会条例（平成30年寝屋川市条例第50号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、寝屋川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（調査審議事項）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項の規定に基づく児童福祉に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項

（専門分科会の設置）

第4条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えられた法第11条第1項の規定により、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置くほか、法第11条第2項の規定により、社会福祉法人の設立認可等に関する事項を調査審議するため、社会福祉法人設立認可等審査専門分科会を置く。

（専門分科会の組織及び運営）

第5条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第6条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185条。以下「令」という。）第3条第1項に定めるもののほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

- 2 審議会は、審査部会（令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（委員等の守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2・3 (略)

4 寝屋川市社会福祉審議会規則（平成31年寝屋川市規則第50号）

（趣旨）

第1条 この規則は、寝屋川市社会福祉審議会条例（平成30年寝屋川市条例第50号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、寝屋川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年以内で市長が定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第6条 条例第4条に規定する専門分科会は、それぞれ次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 身体障害者福祉専門分科会

身体障害者の福祉に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会

ア 児童の福祉に関する事項

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項

ウ 児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事項

エ 認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事項

オ 家庭的保育事業者等に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項

カ 放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項

キ 児童福祉施設の整備のうち重要事項についての審査に関する事項

ク 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項

ケ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条の規定により地方社会福祉審議会の権限に属させられた事項

コ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属させられた事項

(4) 社会福祉法人設立認可等審査専門分科会

ア 社会福祉法人の設立、解散又は合併の認可に関する事項

イ 社会福祉法人に対する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第7項の規定に基づく業務の停止命令又は同法第56条第8項の規定に基づく解散命令に関する事項

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第3項の規定に基づく老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限命令又は停止命令に関する事項

エ 老人福祉法第19条第2項の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令又は設置の認可の取消しに関する事項

2 前条の規定は、専門分科会において準用する。この場合において同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同項中「議事に関係のある臨時委員」とあるのは「民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては、議事に関係のある臨時委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に第1審査部会を、条例第6条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に第2審査部会を、児童福祉専門分科会に母子父子寡婦福祉資金審査部会を置く。

2 前項に規定する審査部会が調査審議する事項は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1審査部会

ア 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事項

ウ 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項

(2) 第2審査部会

育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項

(3) 母子父子寡婦福祉資金審査部会

母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の6に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項

3 審査部会（第1審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 審査部会長は、その審査部会の会務を掌理する。

- 6 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 7 第5条の規定は、審査部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは、「審査部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、審査部会は、緊急の必要があるときその他審査部会長が必要と認めるときは、会議を開かず持ち回りの方式による回議により、議事を決することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 (略)

5 寝屋川市社会福祉審議会委員 名簿

(敬称略)

令和2年12月1日現在

No.	委員会 役職	氏名	団体名等
1	委員長	青山 さつき	一般社団法人寝屋川市医師会 副会長
2	委員	岩淵 善美	平安女学院大学短期大学部保育科教授
3	委員	岡 庄吾	岡会計事務所 公認会計士
4	委員	岡 由美	寝屋川市議会 副議長
5	委員	北川 光昭	寝屋川市議会 議長
6	委員	久保田 健一郎	大阪国際大学短期大学部幼児保育学科教授
7	副委員長	塩見 恭平	はちかづき法律事務所 代表弁護士
8	委員	下川 隆夫	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会 会長
9	委員	辻岡 喜久雄	寝屋川市民生委員児童委員協議会 会長
10	委員	徳岡 博巳	龍谷大学・京都ノートルダム女子大学 非常勤
11	委員	中川 芳行	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会 会長
12	委員	山下 英三郎	一般社団法人寝屋川市医師会 常務理事

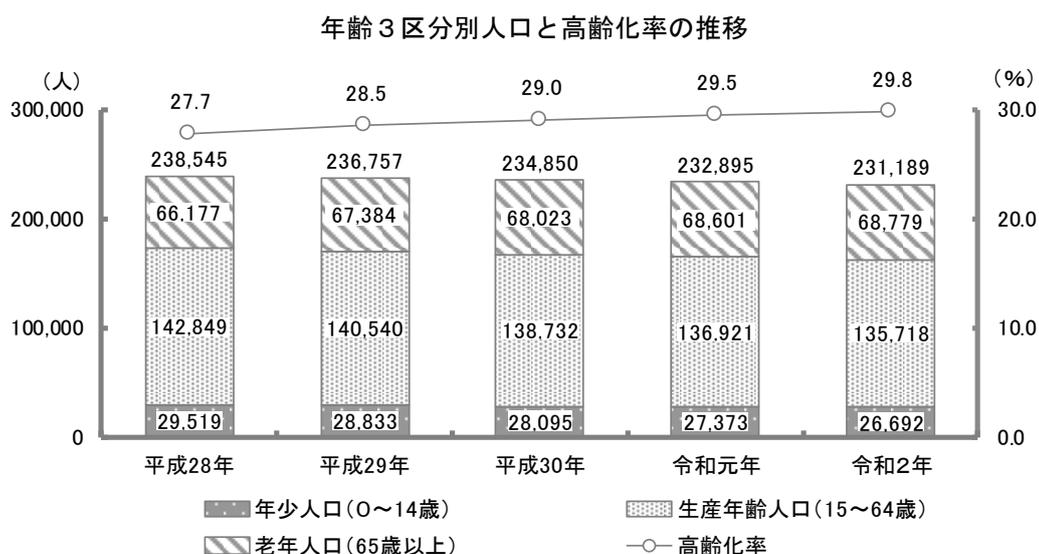
※ 五十音順

6 本市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率[※]の推移

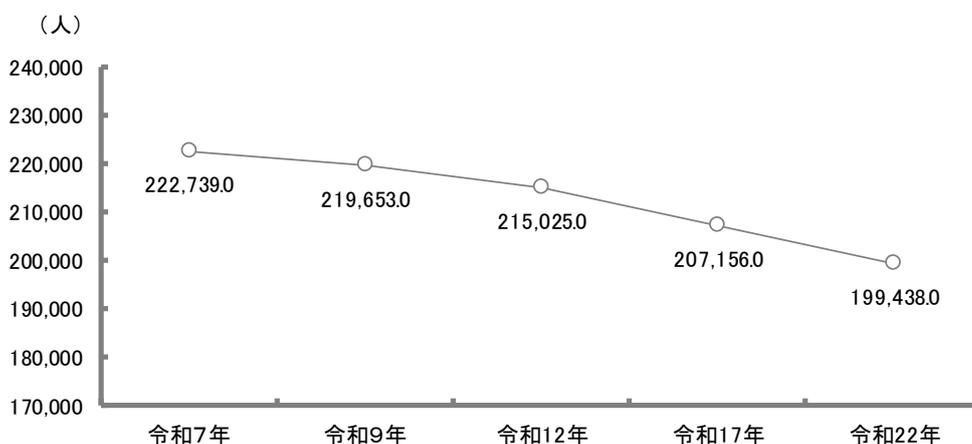
総人口は、年々減少し、令和2年4月1日現在 231,189 人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加し、高齢化率は令和2年4月1日現在 29.8%となっています。



資料：寝屋川市ホームページ統計資料（各年4月1日現在）
[※]総人口は年齢不詳者を除く。

② 人口ビジョン〔目標〕

平成28年2月に策定した「寝屋川市人口ビジョン」において、『令和22年（2040年）の目標人口を20万人』としています。また、第六次総合計画の目標年次である令和9年度（2027年度）の将来人口を「人口ビジョン」による推計人口から「22万人」と想定しています。

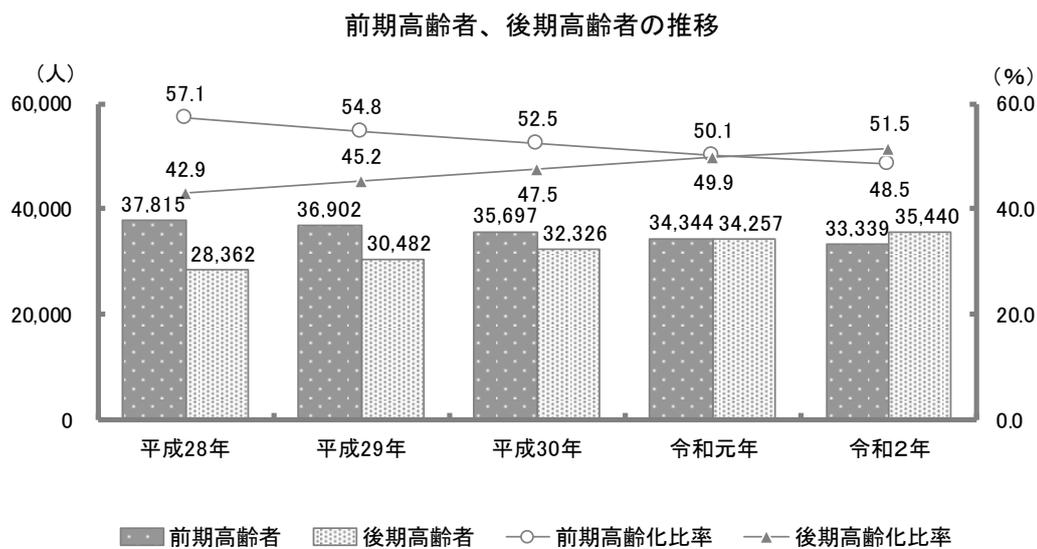


資料：寝屋川市人口ビジョン

(2) 高齢者の状況

① 前期高齢者、後期高齢者の推移

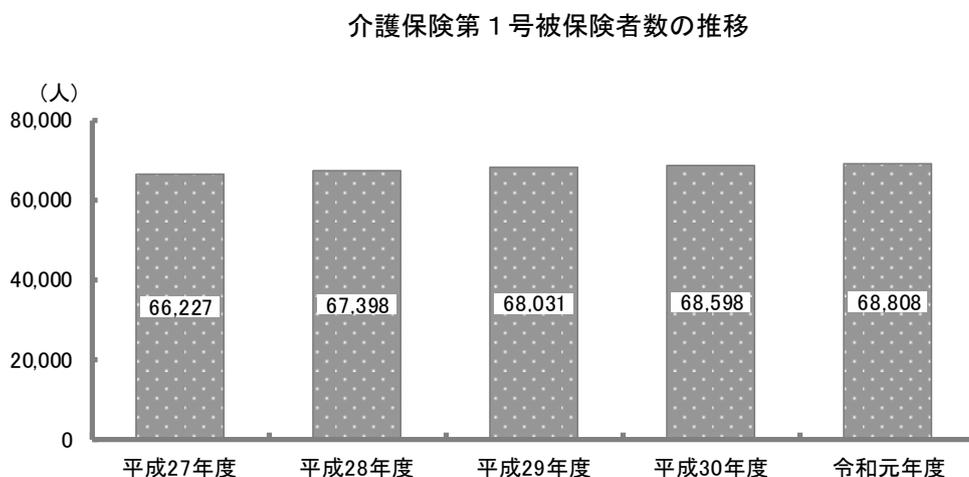
高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少しており、令和2年4月1日現在 33,339 人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和2年4月1日現在 35,440 人となっています。



資料：寝屋川市ホームページ統計資料（各年4月1日現在）

② 介護保険第1号被保険者数の推移

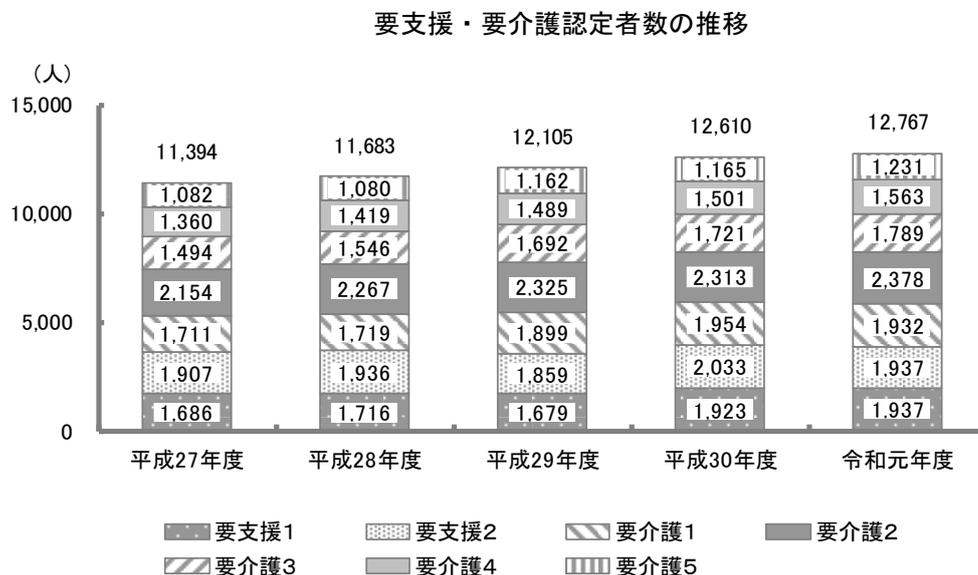
第1号被保険者数は、年々増加しており、令和元年度末現在 68,808 人となっています。



資料：高齢介護室資料 介護保険事業状況報告（各年度末現在）

③ 要支援・要介護認定者数の推移

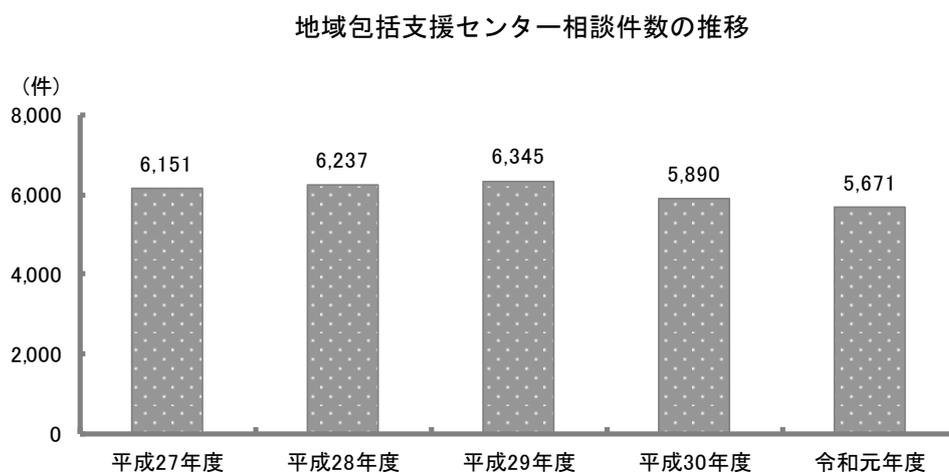
要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和元年度末現在 12,767 人となっています。



資料：高齢介護室資料 介護保険事業状況報告（各年度末現在）

④ 地域包括支援センター相談件数の推移

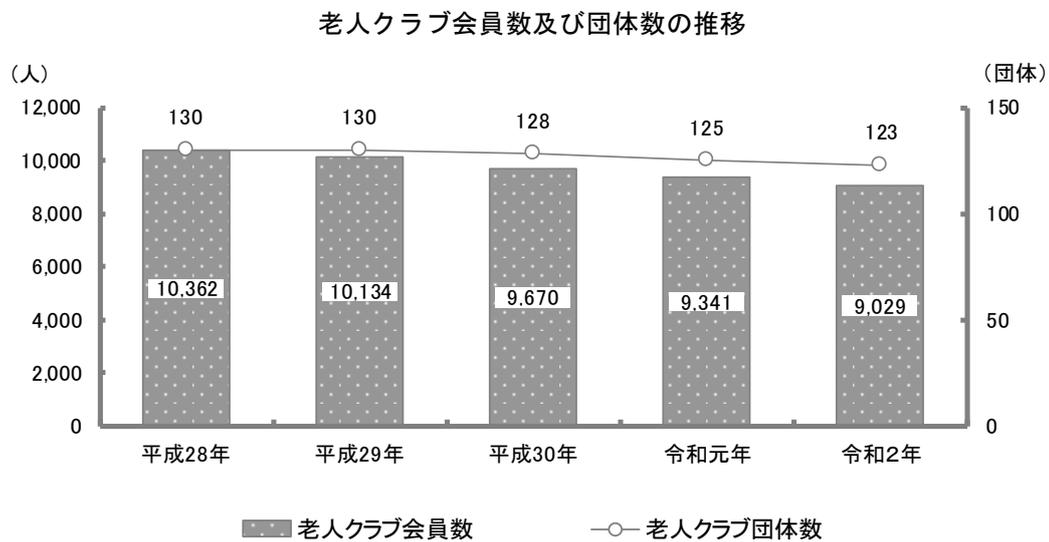
地域包括支援センター相談件数は、平成 29 年度まで年々増加していましたが、平成 30 年度以降減少しており、令和元年度では 5,671 件となっています。



資料：地域包括支援センター事業報告書（各年度末現在）

⑤ 老人クラブ会員数及び団体数の推移

老人クラブ会員数及び団体数は、会員数、団体数ともに減少傾向となっており、令和2年4月1日現在、クラブ数が9,029クラブ、団体数が123団体となっています。

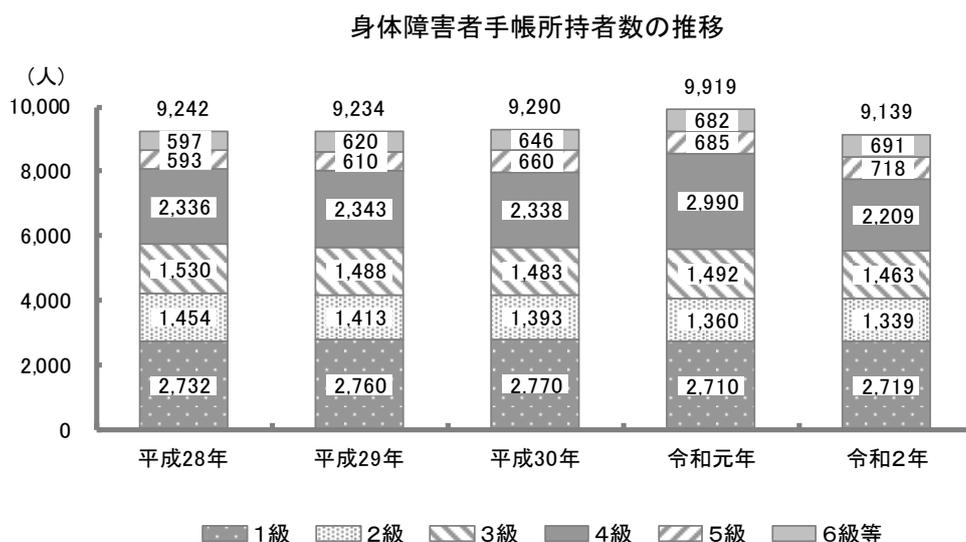


資料：高齢介護室資料（各年4月1日現在）

(3) 障害のある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

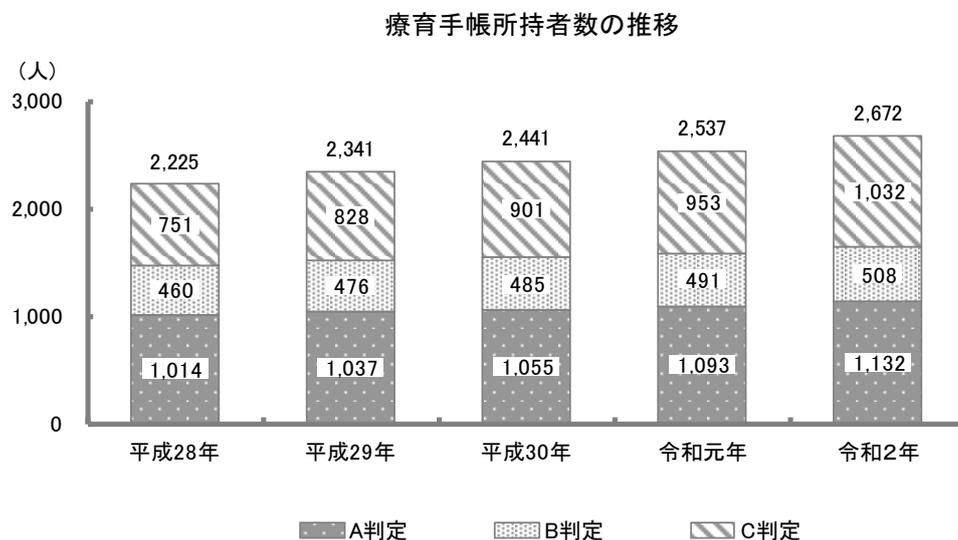
等級別の身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が2,719人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が2,209人となっています。また、5級、6級等の手帳所持者数は増加傾向にあり、1～4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

② 療育手帳所持者数の推移

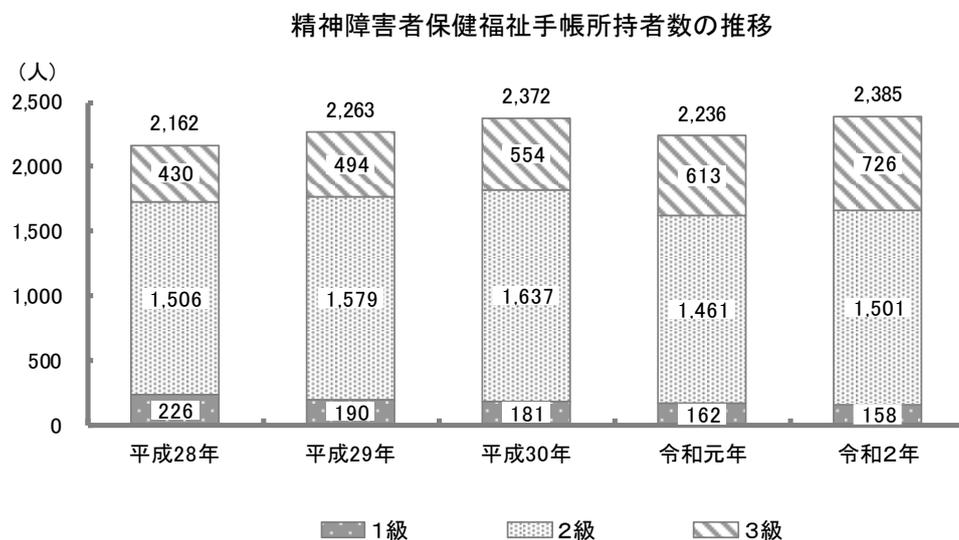
療育手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、A判定の手帳所持者数が1,132人で最も多く、次いでC判定の手帳所持者数が1,032人となっています。また、いずれの判定の手帳所持者数も年々増加しています。



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

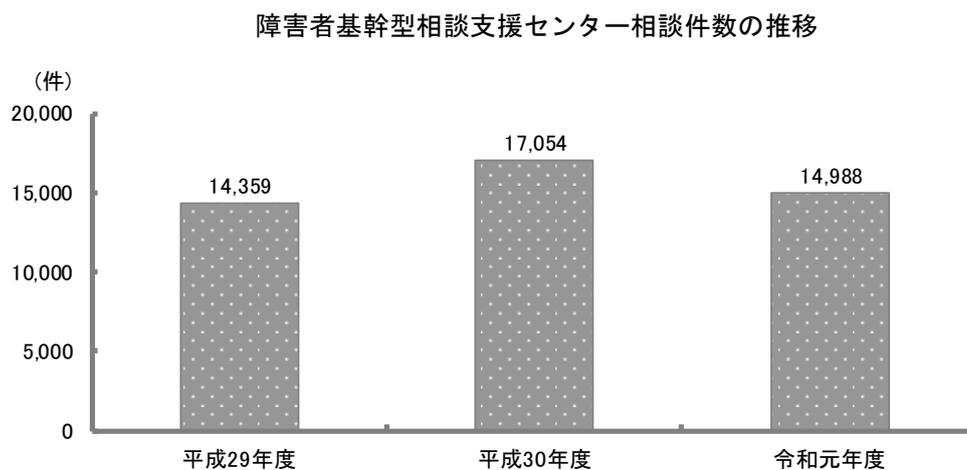
精神障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が1,501人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が726人となっています。また、3級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級の手帳所持者数は減少傾向にあります。



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

④ 障害者基幹型相談支援センター相談件数の推移

障害者基幹型相談支援センターの相談件数は、令和元年度末現在14,988件となっています。

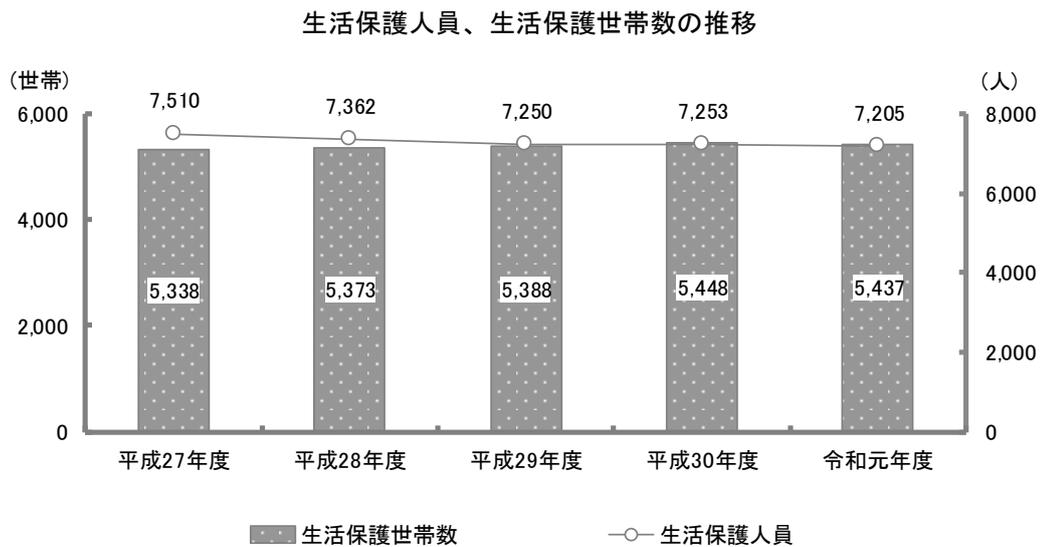


資料：障害福祉課資料（各年度末現在）

(4) 生活保護の状況

① 生活保護世帯数、生活保護人員の推移

生活保護世帯数は、増加傾向となっており、令和元年度末では 5,437 世帯となっています。一方、生活保護人員の推移は減少傾向となっており、令和元年度では 7,205 人となっています。

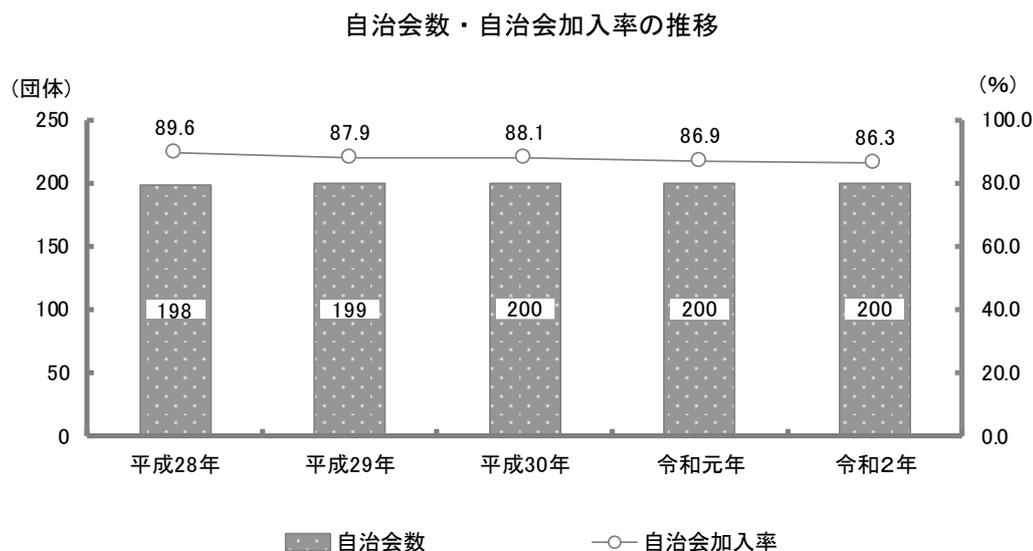


資料：保護課資料（福祉行政報告）（各年度末現在）

(5) 地域活動団体等の状況

① 自治会数・自治会加入率の推移

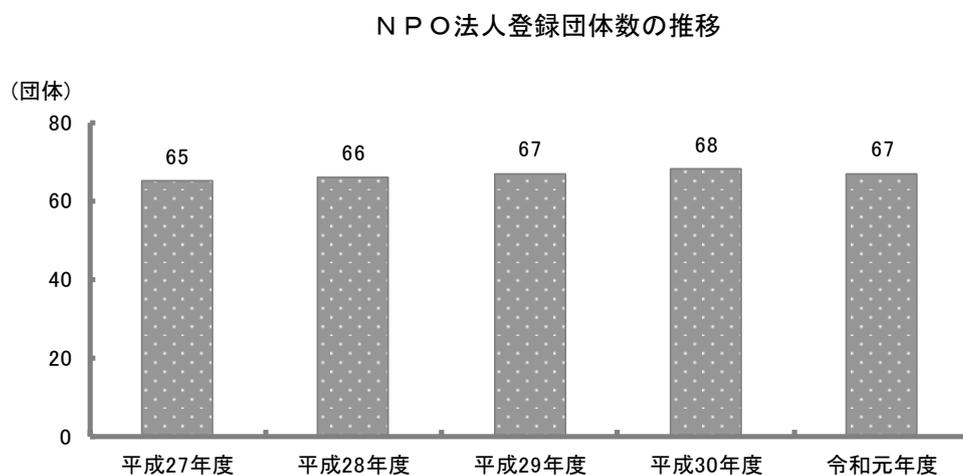
自治会数は、平成30年以降、横ばいで推移しており、令和2年4月1日現在200団体となっています。また、自治会加入率の推移をみると、緩やかに減少傾向となっており、令和2年4月1日現在86.3%となっています。



資料：市民活動振興室資料（各年4月1日現在）

② 市民活動振興室のNPO法人登録団体数の推移

市民活動振興室のNPO法人登録団体数は、横ばいで推移しており、令和元年度末現在67団体となっています。



資料：市民活動振興室資料（各年度末現在）

③ 社会福祉協議会のボランティア登録数の推移

社会福祉協議会登録ボランティア団体数は、50 団体前後で推移しており、令和元年度では 51 団体となっています。また、登録人数は減少傾向となっており、令和元年度では 37 人となっています。

ボランティア登録数の推移

単位：団体、人

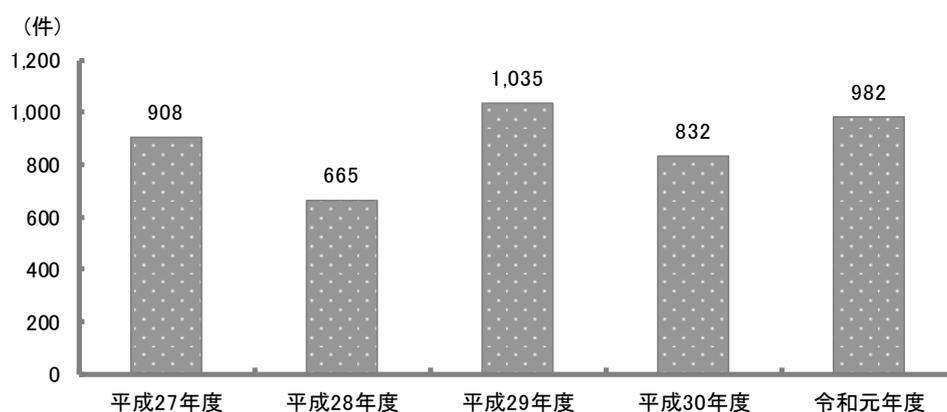
項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
ボランティア団体数	55 (1,438 人)	55 (1,331 人)	52 (1,133 人)	55 (1,201 人)	51 (1,017 人)
ボランティア登録人数	43	42	48	48	37

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

④ CSW相談件数の推移

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）とは、地域の方と一緒に、誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進める役割の人を言います。CSW 相談件数の推移は、増減を繰り返しながらも増加傾向となっており、令和元年度では 982 件となっています。（社会福祉協議会：CSWの人数7人）

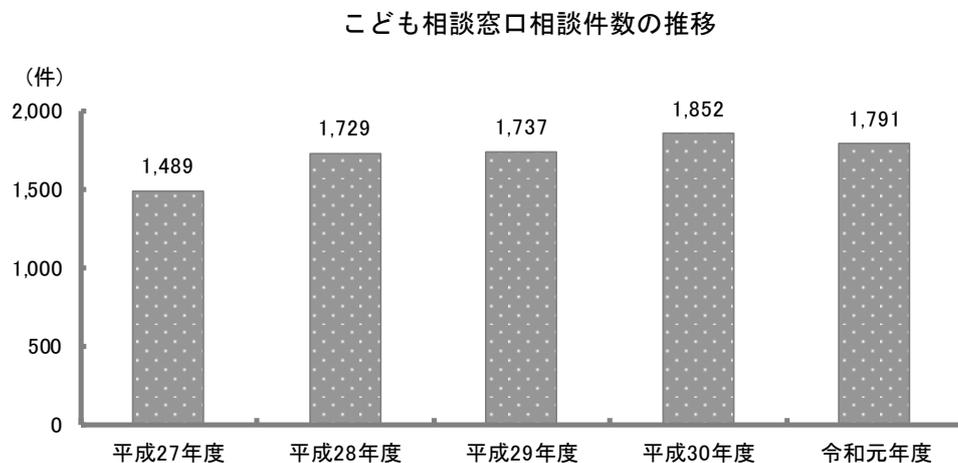
CSW相談件数の推移



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

⑤ こども相談窓口相談件数の推移

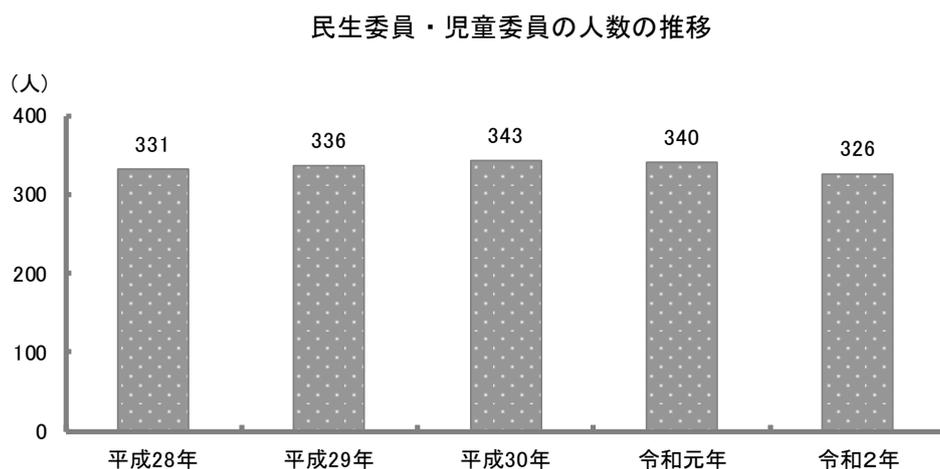
こども相談窓口相談件数は、平成30年度まで年々増加していましたが、令和元年度に減少し、1,791件となっています。



資料：こどもを守る課資料（福祉行政報告）（各年度末現在）

⑥ 民生委員・児童委員の人数の推移

民生委員・児童委員の人数は、平成30年まで年々増加していましたが、令和元年の斉改選を機に減少し、令和2年4月1日現在326人となっています(定数355人)。



資料：福祉総務課資料（各年4月1日現在）

⑦ 福祉基金への寄附件数及び金額の推移

福祉基金への寄附件数と金額の推移

単位：件、円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
寄附件数	3	4	8	23	78
寄付金額	306,908	82,276	80,000	205,439,481	1,469,832

資料：福祉総務課資料（各年度5月31日現在）

（6）医療費の状況

① 国民健康保険医療費及び健康保険医療費の推移

国民健康保険の一人当たりの医療費は、一般被保険者、前期高齢者ともに年々増加しており、令和元年度では一般被保険者が400,052円、前期高齢者が587,319円となっています。また、健康保険の一人当たりの医療費（後期高齢者）の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、令和元年度では1,016,102円となっています。

国民健康保険医療費及び健康保険医療費の推移

単位：円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
国民健康保険 一人当たりの医療費 (一般被保険者)	355,949	366,961	375,140	381,911	400,052
国民健康保険 一人当たりの医療費 (前期高齢者)	550,906	558,339	558,730	562,387	587,319
健康保険 一人当たりの医療費 (後期高齢者)	998,968	972,768	1,014,208	997,002	1,016,102

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）
大阪府後期高齢者広域連合市町村ホームページ

7 アンケート調査からみる地域福祉の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、第4次寝屋川市地域福祉計画の策定にあたり、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査対象

市民調査：寝屋川市在住の18歳以上の市民

団体調査：寝屋川市内で地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体

③ 調査期間

令和元年10月11日から令和元年11月29日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

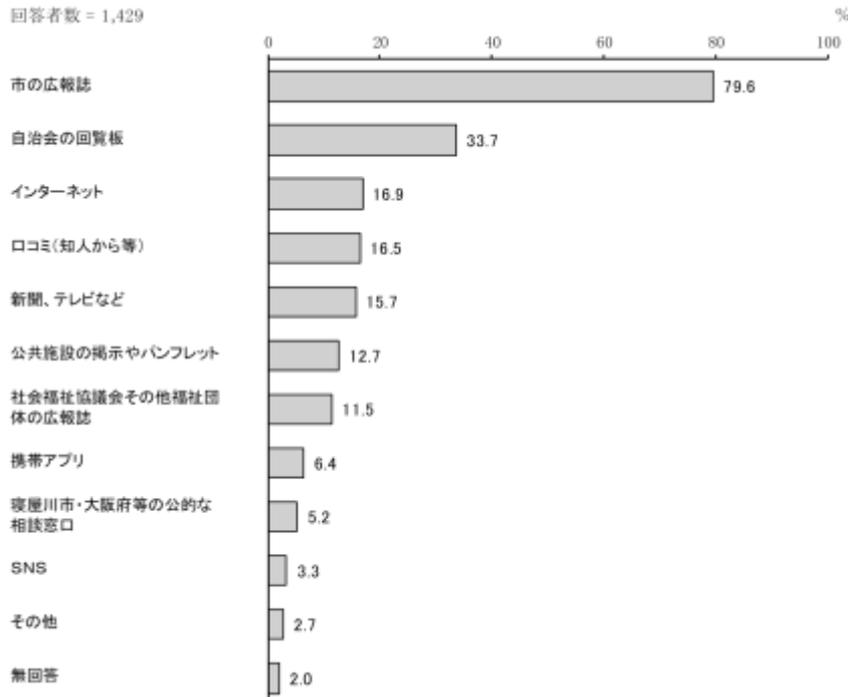
	有効配布数	有効回収数	有効回収率
市民	2,996 通	1,429 通	47.7%
団体	597 通	328 通	54.9%

(2) 市民調査結果

① 市の福祉に関する情報の取得先

「市の広報誌」の割合が 79.6%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」の割合が 33.7%、「インターネット」の割合が 16.9%となっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ「社会福祉協議会その他福祉団体の広報誌」「自治会の回覧板」「新聞、テレビなど」の割合が、年齢が低くなるにつれ「インターネット」の割合が高くなる傾向がみられます。

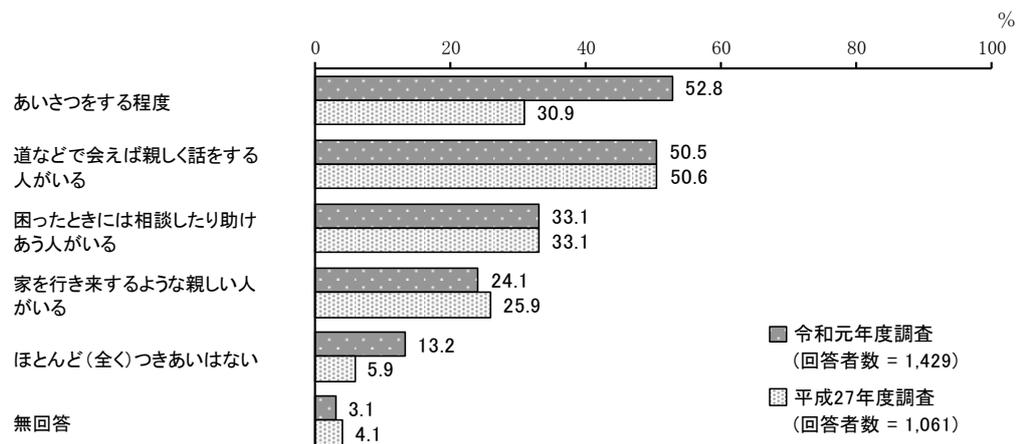


② 近所の人との交流の頻度

ア 回答者自身

「あいさつをする程度」の割合が 52.8%と最も高く、次いで「道などで会えば親しく話をする人がいる」の割合が 50.5%、「困ったときには相談したり助けあう人がいる」の割合が 33.1%となっています。

平成 27 年度と比較すると、「あいさつをする程度」「ほとんど(全く)つきあいはない」の割合が増加しています。

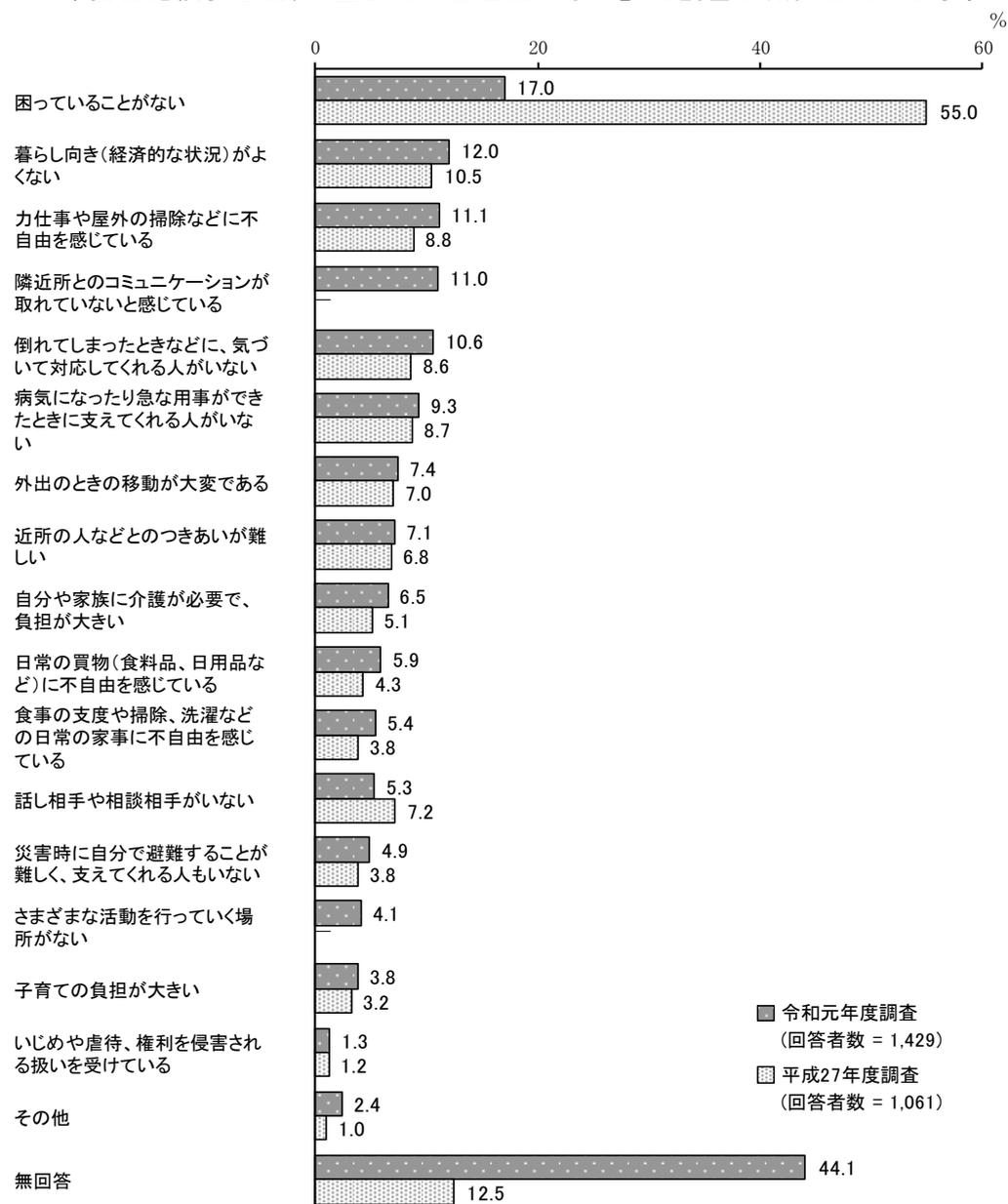


③ 日常生活で困っていることや助けてほしいと思うような特に困っていること

ア 困っていること

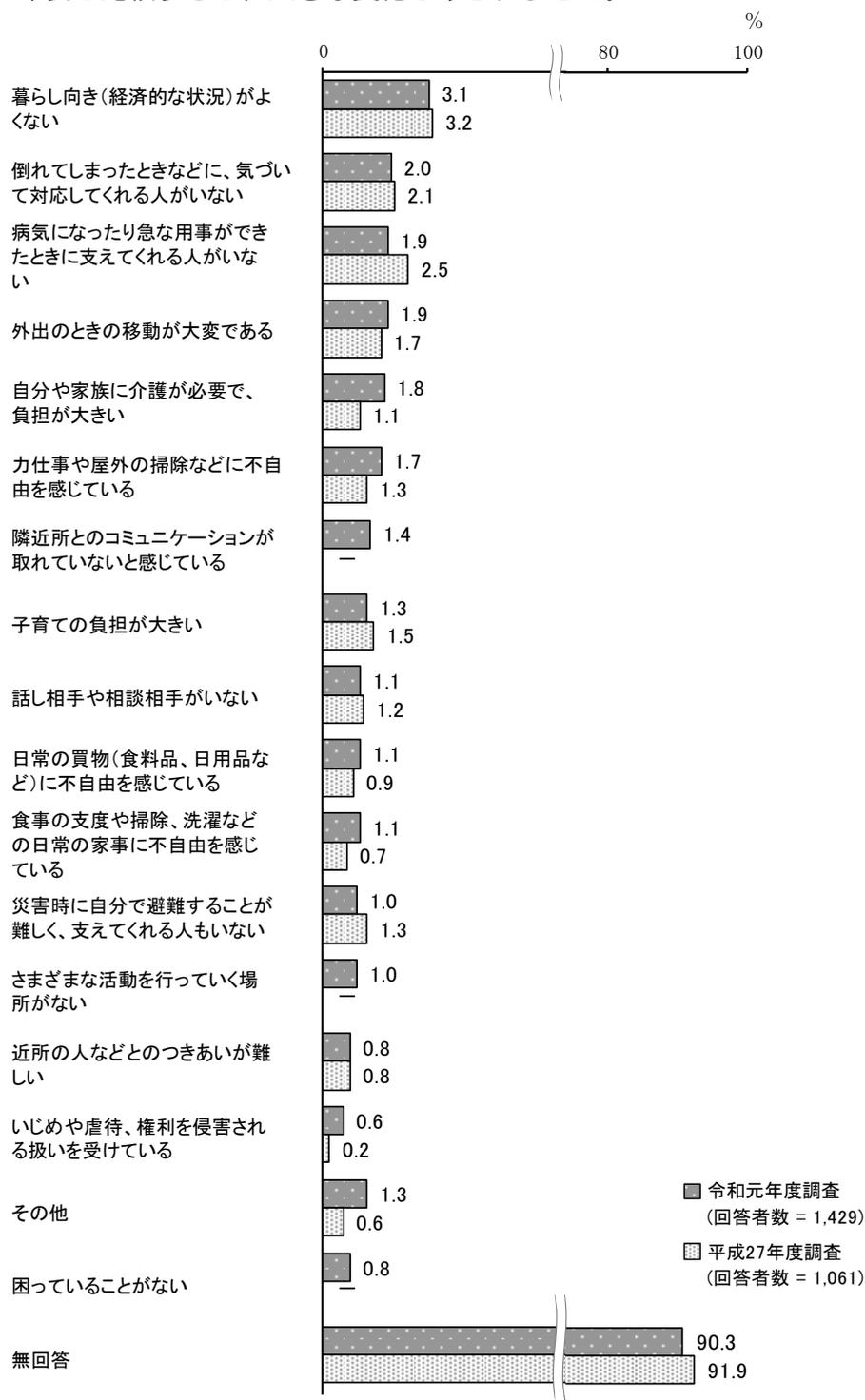
「困っていることがない」の割合が17.0%と最も高く、次いで「暮らし向き（経済的な状況）がよくない」の割合が12.0%、「力仕事や屋外の掃除などに不自由を感じている」の割合が11.1%となっています。

平成27年度と比較すると、「困っていることがない」の割合が減少しています。



イ 特に困っていること

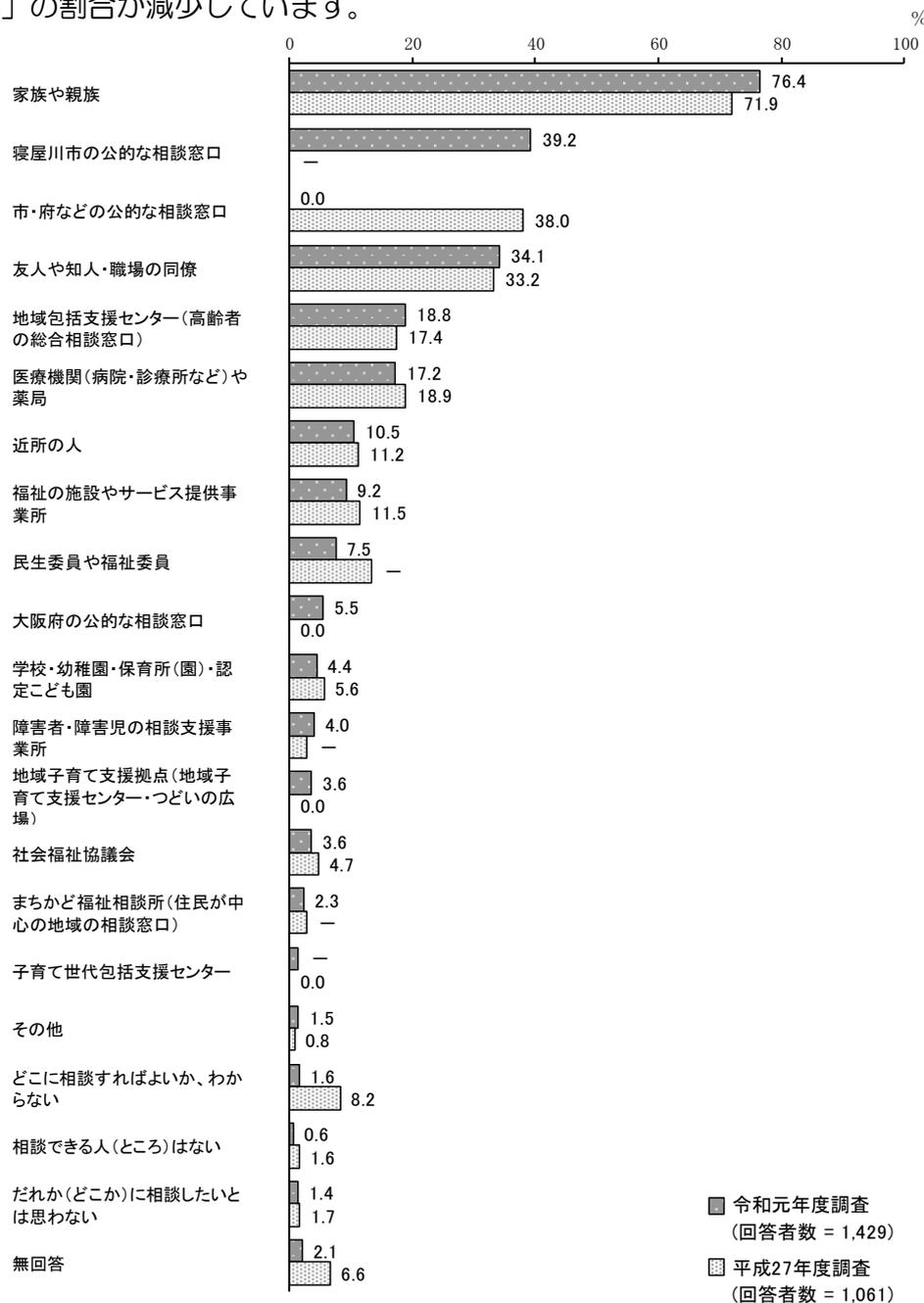
「暮らし向き(経済的な状況)がよくない」の割合が3.1%と最も高くなっています。
平成27年度と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 福祉、介護、子育てなどに関する困りごとの相談先

「家族や親族」の割合が76.4%と最も高く、次いで「寝屋川市の公的な相談窓口」の割合が39.2%、「友人や知人・職場の同僚」の割合が34.1%となっています。

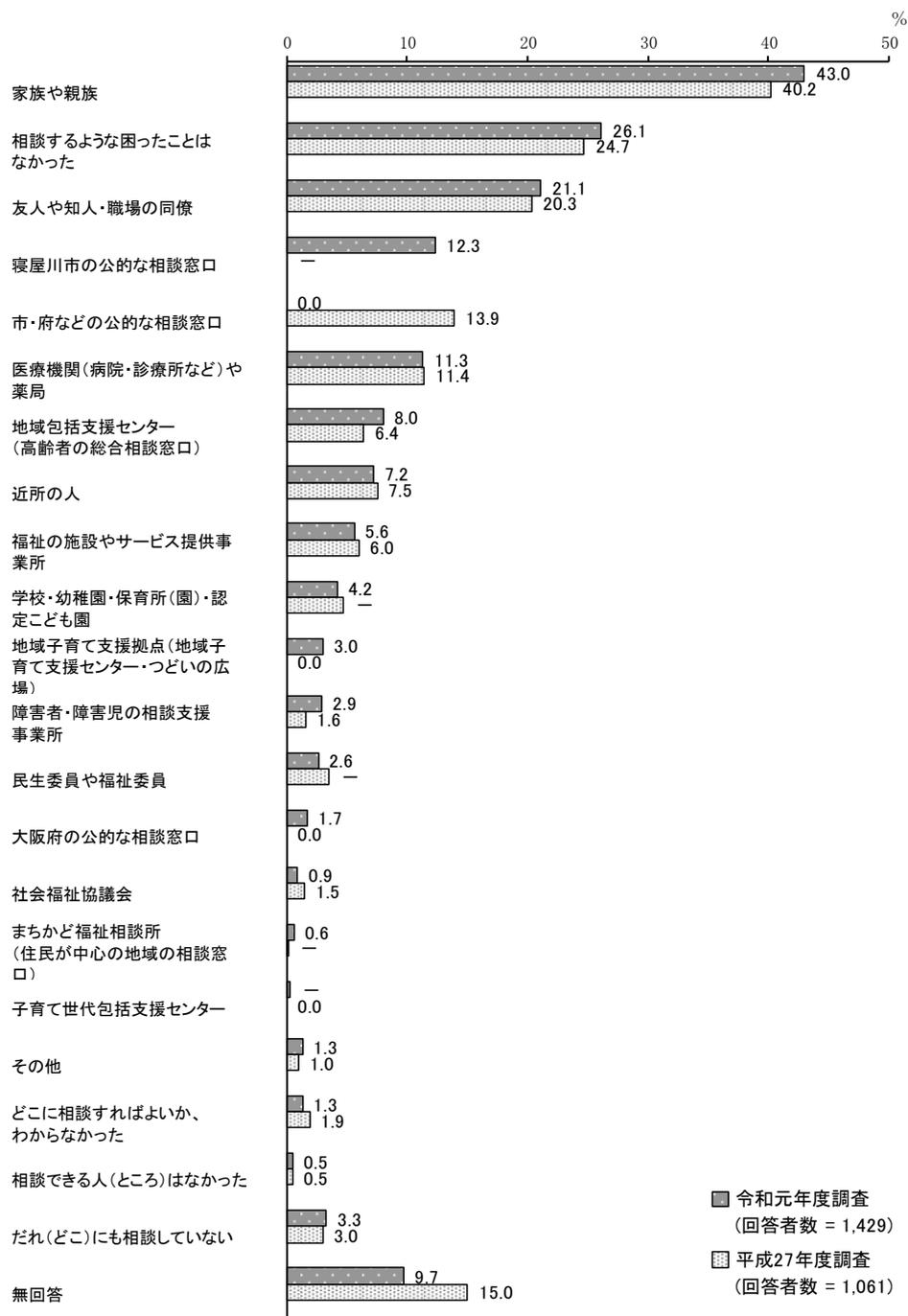
平成27年度と比較すると、「民生委員や福祉委員」「どこに相談すればよいか、わからない」の割合が減少しています。



⑤ これまで福祉、介護、子育てなどで困ったときに、実際に相談した先

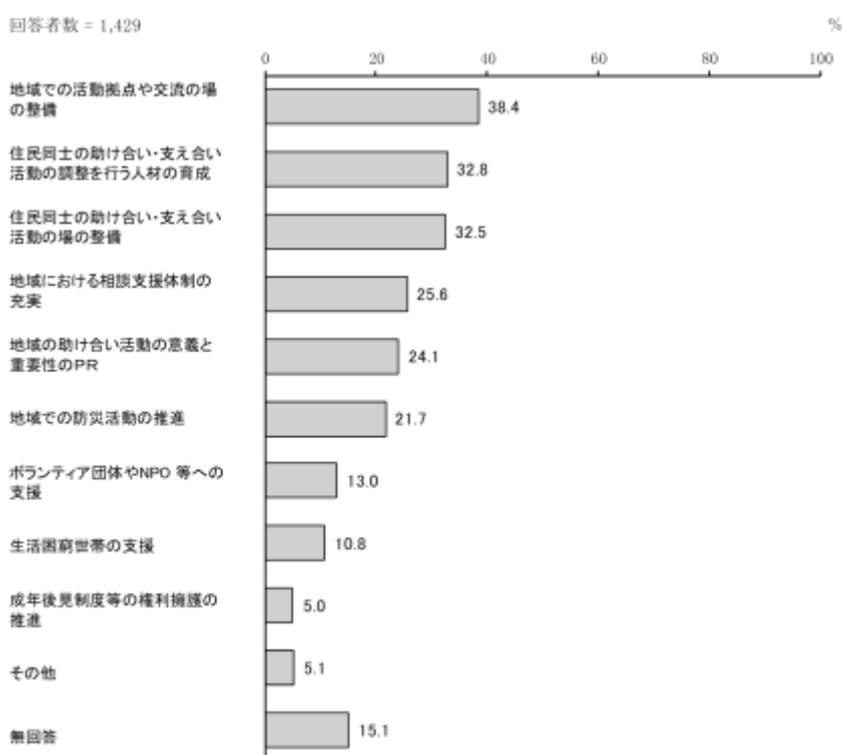
「家族や親族」の割合が43.0%と最も高く、次いで「相談するような困ったことはなかった」の割合が26.1%、「友人や知人・職場の同僚」の割合が21.1%となっています。

平成27年度と比較すると、大きな変化はみられません。



⑥ 身近な地域における住民同士の助け合い、支え合いの推進にむけて力を入れたらよいと思うこと

「地域での活動拠点や交流の場の整備」の割合が38.4%と最も高く、次いで「住民同士の助け合い・支え合い活動の調整を行う人材の育成」の割合が32.8%、「住民同士の助け合い・支え合い活動の場の整備」の割合が32.5%となっています。



年齢別で見ると、他に比べ、18歳～29歳、30歳～39歳で「地域での活動拠点や交流の場の整備」の割合が高くなっています。

また、18歳～29歳で「地域での防災活動の推進」の割合が高くなっています。

単位：%

	回答者数(件)	地域での活動拠点や交流の場の整備	地域の助け合い活動の意義と重要性のPR	住民同士の助け合い・支え合い活動の場の整備	住民同士の助け合い・支え合い活動の調整を行う人材の育成	地域における相談支援体制の充実	ボランティア団体やNPO等への支援	地域での防災活動の推進	成年後見制度等の権利擁護の推進	生活困窮世帯の支援	その他	無回答
18～29歳	76	43.4	14.5	35.5	26.3	21.1	15.8	28.9	7.9	15.8	10.5	3.9
30～39歳	120	50.8	23.3	33.3	35.8	20.8	13.3	20.8	5.0	8.3	5.8	7.5
40～49歳	172	39.0	20.3	27.3	23.8	19.8	12.8	20.3	4.1	8.1	4.7	13.4
50～59歳	180	36.1	23.9	23.3	31.1	23.9	16.1	18.3	5.0	11.7	8.3	11.1
60～69歳	215	41.9	24.2	39.1	37.2	27.9	10.2	25.1	6.0	13.0	4.2	12.6
70歳以上	476	35.3	28.4	34.9	34.0	27.9	12.4	19.7	5.0	10.3	3.6	20.6

⑦ 福祉に関する活動への参加状況

全ての福祉活動において「参加したいとは思わない」の割合が高くなっています。次いで「今後、参加者として参加してみたい」の割合が高くなっています。

年齢別でみると、18歳～49歳で「今後、参加者として参加してみたい」の割合が約2割程度となっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	1 運営スタッフとして参加している	2 参加者として参加している	3 今後、運営スタッフとして参加してみたい	4 今後、参加者として参加してみたい	5 参加したいとは思わない	無回答
①自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会(サロン)などの身近な地域での福祉活動	1,429	3.6	5.7	2.1	16.6	41.8	31.4
②ボランティア、NPOなどの団体での福祉活動	1,429	2.2	2.0	2.4	14.8	43.8	35.4
③同じ福祉ニーズや課題をもつ人どうしの当事者活動	1,429	0.7	1.3	1.5	15.2	40.7	41.1
④その他	1,429	0.3	0.3	0.1	1.1	10.6	87.6
⑤特になし	1,429	1.0	0.5	0.4	2.3	17.1	79.8

○自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会(サロン)などの身近な地域での福祉活動 【年齢別】

単位：％

区分	回答者数(件)	運営スタッフとして参加している	参加者として参加している	今後、運営スタッフとして参加してみたい	今後、参加者として参加してみたい	参加したいとは思わない	無回答
18歳～29歳	90	—	1.1	3.3	22.2	58.9	16.7
30歳～39歳	145	0.7	6.2	0.7	25.5	54.5	13.1
40歳～49歳	204	1.5	4.4	3.4	16.2	54.9	20.6
50歳～59歳	199	1.5	2.0	2.0	20.6	54.8	20.1
60歳～69歳	239	5.9	5.0	2.9	20.9	37.7	29.3
70歳以上	515	5.6	9.1	1.6	10.3	28.2	46.4

○ボランティア、NPOなどの団体での福祉活動 【年齢別】

単位：%

区分	有効回答数 (件)	運営スタッフとして 参加している	参加者として参加している	今後、運営スタッフとして 参加してみたい	今後、参加者として 参加してみたい	参加したいとは思わない	無回答
18歳～29歳	90	2.2	2.2	5.6	23.3	53.3	15.6
30歳～39歳	145	2.1	0.7	0.7	25.5	55.2	15.9
40歳～49歳	204	0.5	1.5	3.9	17.2	57.8	19.6
50歳～59歳	199	2.0	—	4.5	18.6	54.3	21.1
60歳～69歳	239	1.3	3.3	2.9	16.3	44.4	33.1
70歳以上	515	3.7	2.9	1.0	7.4	30.3	55.5

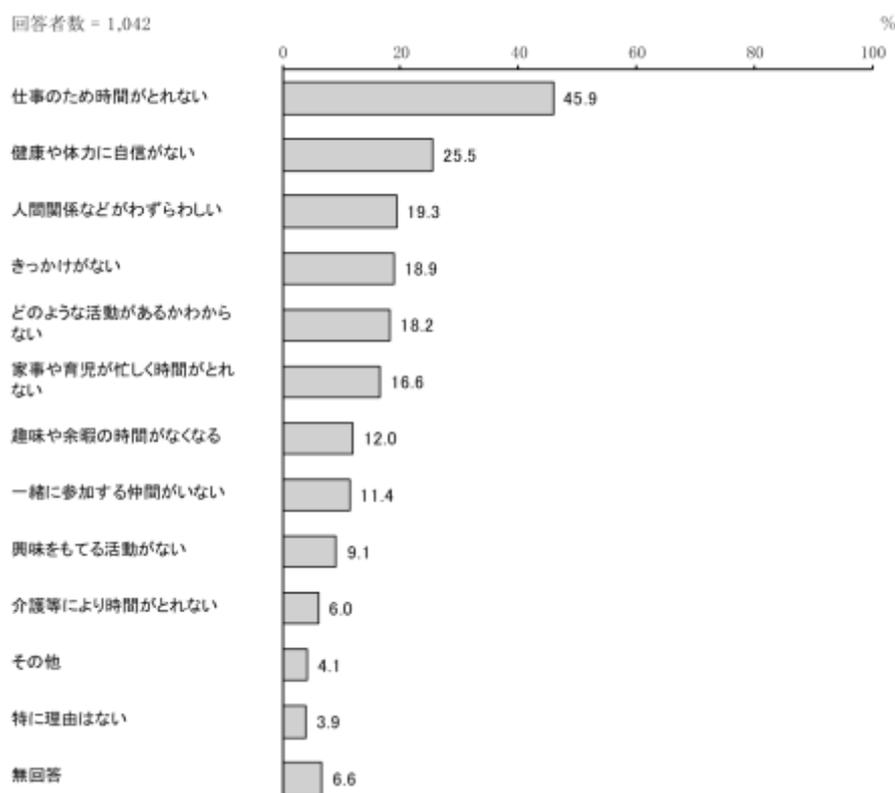
○同じ福祉ニーズや課題をもつ人どうしの当事者活動 【年齢別】

単位：%

区分	有効回答数 (件)	運営スタッフとして 参加している	参加者として参加 している	今後、運営スタッフ として参加してみ たい	今後、参加者として 参加してみたい	参加したいと思 わない	無回答
18歳～29歳	90	—	2.2	2.2	21.1	54.4	20.0
30歳～39歳	145	0.7	—	2.1	23.4	55.9	18.6
40歳～49歳	204	0.5	0.5	2.0	21.1	55.4	21.6
50歳～59歳	199	1.0	0.5	2.5	18.1	50.3	27.6
60歳～69歳	239	—	1.7	—	16.7	38.9	43.1
70歳以上	515	1.2	1.9	1.6	8.0	26.2	61.6

⑧ 福祉に関する活動に参加していない、または、参加しない理由

「仕事のため時間がとれない」の割合が45.9%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が25.5%、「人間関係などがわずらわしい」の割合が19.3%となっています。



年齢別で見ると、他に比べ、30歳～39歳、40歳～49歳で「仕事のため時間がとれない」「家事や育児が忙しく時間がとれない」の割合が高くなっています。また、18歳～29歳で「趣味や余暇の時間がなくなる」「興味をもてる活動がない」「きっかけがない」の割合が、70歳以上で「健康や体力に自信がない」の割合が高くなっています。

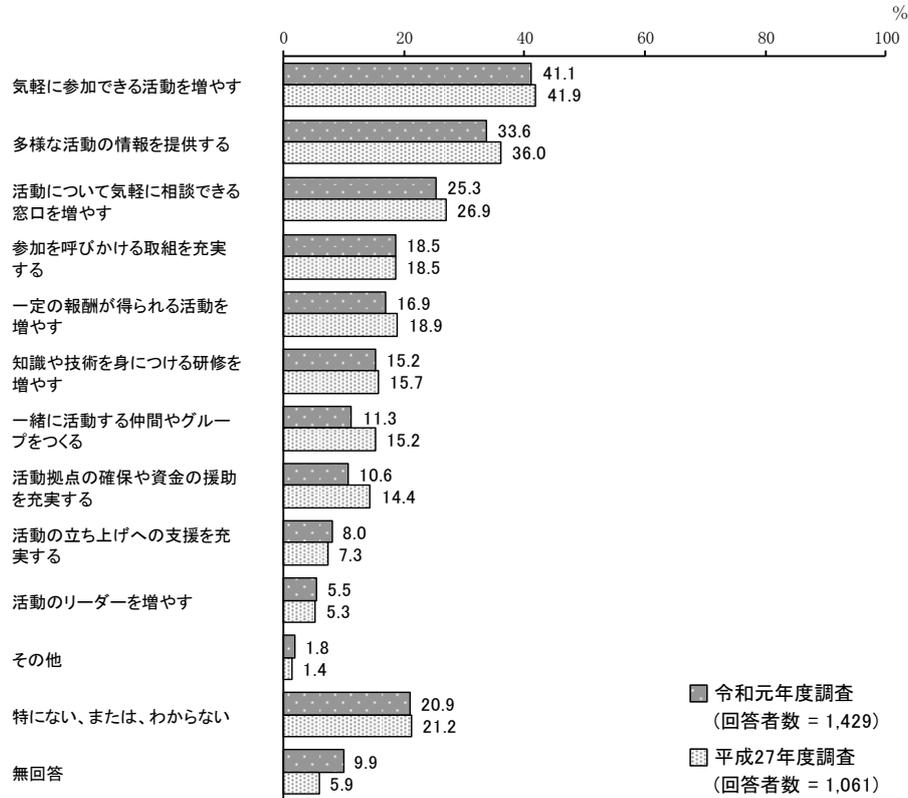
単位：%

	回答者数(件)	仕事のため時間がとれない	家事や育児が忙しく時間がとれない	介護等により時間がとれない	趣味や余暇の時間がなくなる	健康や体力に自信がない	一緒に参加する仲間がいない	人間関係などがわずらわしい	興味をもてる活動がない	どのような活動があるかわからない	きっかけがない	その他	特に理由はない	無回答
18～29歳	69	46.4	11.6	-	21.7	5.8	15.9	17.4	21.7	21.7	30.4	5.8	5.8	2.9
30～39歳	111	70.3	51.4	0.9	17.1	12.6	15.3	18.9	10.8	20.7	14.4	2.7	2.7	3.6
40～49歳	153	67.3	30.1	2.6	9.8	11.8	7.8	19.0	9.8	16.3	19.0	-	3.9	2.0
50～59歳	155	63.9	11.0	11.0	14.2	20.0	10.3	18.1	9.7	19.4	16.8	1.3	4.5	5.2
60～69歳	167	47.3	4.2	10.2	11.4	22.8	12.0	24.0	9.6	20.4	21.0	2.4	4.2	7.8
70以上	257	10.9	2.3	3.9	6.6	51.0	8.6	17.5	4.3	16.0	16.7	8.2	3.9	13.6

⑨ 市民が福祉に関する活動にもっと参加するために“特に効果的”だと思う取組

「気軽に参加できる活動を増やす」の割合が41.1%と最も高く、次いで「多様な活動の情報を提供する」の割合が33.6%、「活動について気軽に相談できる窓口を増やす」の割合が25.3%となっています。

平成27年度と比較すると、大きな変化はみられません。



年齢別で見ると、年齢が低くなるにつれ「一定の報酬が得られる活動を増やす」の割合が高くなる傾向がみられます。

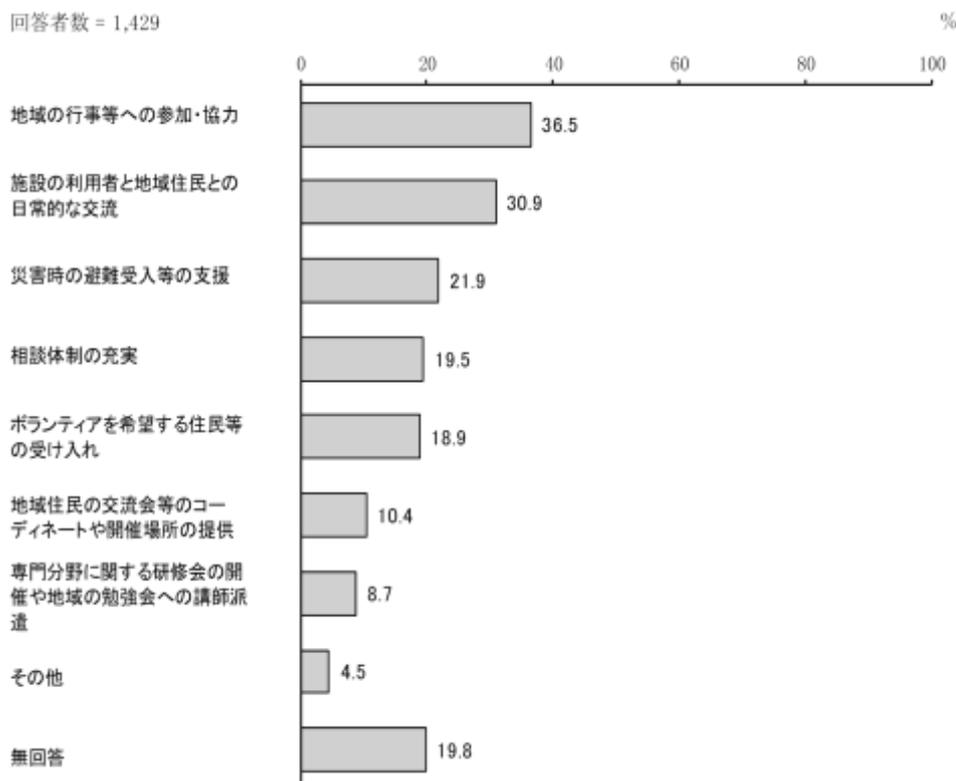
また、60歳～69歳で「多様な活動の情報を提供する」「活動について気軽に相談できる窓口を増やす」の割合が、50歳～59歳、70歳以上で「特にない、または、わからない」の割合が高くなっています。

単位：%

年齢	回答者数(件)	多様な活動の情報を提供する	活動について気軽に相談できる窓口を増やす	知識や技術を身につける研修を増やす	参加を呼びかける取組を充実する	気軽に参加できる活動を増やす	一定の報酬が得られる活動を増やす	一緒に活動する仲間やグループをつくる	活動のリーダーを増やす	活動の立ち上げへの支援を充実する	活動拠点の確保や資金の援助を充実する	その他	特にない、または、わからない	無回答
18～29歳	76	30.3	21.1	15.8	17.1	47.4	27.6	13.2	2.6	7.9	11.8	2.6	19.7	3.9
30～39歳	120	37.5	19.2	23.3	22.5	48.3	29.2	12.5	4.2	9.2	12.5	4.2	12.5	4.2
40～49歳	172	36.0	27.3	12.8	13.4	41.9	22.1	8.7	4.7	7.6	11.6	1.7	18.6	3.5
50～59歳	180	34.4	21.1	14.4	19.4	43.9	20.0	10.6	6.1	6.7	16.1	3.3	23.3	1.7
60～69歳	215	42.3	29.8	17.7	20.9	46.5	15.3	12.1	7.0	7.4	12.1	0.5	16.7	5.6
70歳以上	476	26.9	26.5	12.0	16.8	35.9	8.8	12.6	6.1	8.6	7.4	1.3	24.4	19.5

⑩ 地域の社会福祉施設（老人福祉施設、保育所等）に期待する地域との関わり方

「地域の行事等への参加・協力」の割合が36.5%と最も高く、次いで「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」の割合が30.9%、「災害時の避難受入等の支援」の割合が21.9%となっています。



小学校区別でみると、堀溝小校区で「地域の行事等への参加・協力」「専門分野に関する研修会の開催や地域の勉強会への講師派遣」の割合が高くなっています。

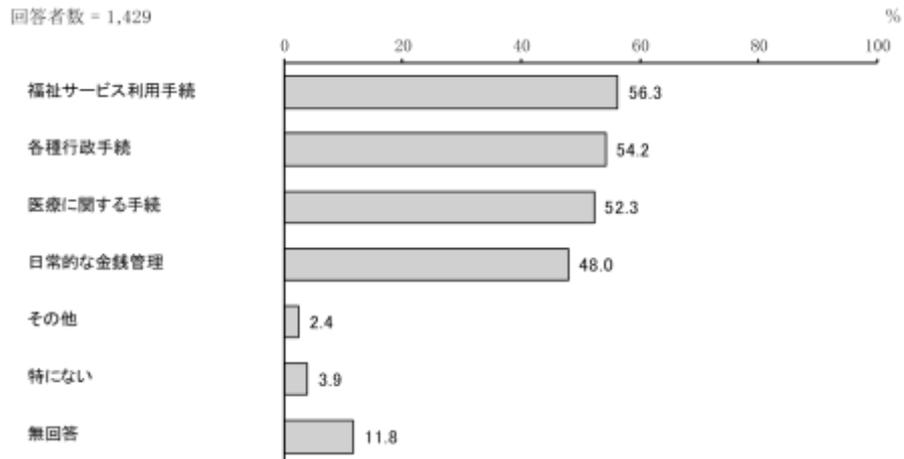
また、梅が丘小校区、桜小校区、堀溝小校区で「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」の割合が高くなっています。

単位：％

	回答者数(件)	地域の行事等への参加・協力	施設の利用者と地域住民との日常的な交流	専門分野に関する研修会の開催や地域の勉強会への講師派遣	ボランティアを希望する住民等の受け入れ	地域住民の交流会等のコーディネートや開催場所の提供	災害時の避難受入等の支援	相談体制の充実	その他	無回答
池田小校区	66	30.3	24.2	-	24.2	9.1	21.2	22.7	4.5	24.2
石津小校区	32	25.0	28.1	9.4	21.9	15.6	15.6	15.6	-	31.3
宇谷小校区	49	38.8	32.7	10.2	18.4	14.3	22.4	20.4	6.1	20.4
梅が丘小校区	53	45.3	43.4	9.4	24.5	7.5	17.0	17.0	3.8	15.1
神田小校区	36	36.1	30.6	8.3	13.9	5.6	25.0	22.2	8.3	16.7
北小校区	72	37.5	33.3	12.5	26.4	13.9	20.8	31.9	4.2	15.3
木田小校区	43	39.5	30.2	7.0	11.6	7.0	25.6	16.3	2.3	25.6
楠根小校区	22	27.3	22.7	4.5	9.1	-	18.2	31.8	9.1	18.2
国松緑丘小校区	50	32.0	32.0	6.0	22.0	6.0	24.0	22.0	2.0	30.0
啓明小校区	42	42.9	23.8	7.1	21.4	11.9	28.6	19.0	7.1	14.3
木屋小校区	43	37.2	27.9	9.3	11.6	9.3	9.3	25.6	9.3	16.3
桜小校区	26	42.3	42.3	3.8	30.8	23.1	26.9	15.4	-	15.4
点野小校区	63	36.5	27.0	7.9	12.7	11.1	27.0	20.6	4.8	25.4
成美小校区	49	26.5	40.8	4.1	18.4	16.3	34.7	26.5	8.2	8.2
田井小校区	45	31.1	26.7	4.4	15.6	4.4	8.9	11.1	8.9	26.7
第五小校区	139	40.3	29.5	5.0	15.1	8.6	18.0	12.9	2.9	21.6
中央小校区	72	31.9	27.8	12.5	22.2	4.2	20.8	23.6	1.4	11.1
西小校区	50	34.0	36.0	12.0	18.0	10.0	14.0	22.0	6.0	22.0
東小校区	57	36.8	40.4	12.3	24.6	17.5	22.8	14.0	7.0	15.8
堀溝小校区	27	55.6	40.7	22.2	14.8	14.8	22.2	18.5	7.4	3.7
三井小校区	79	25.3	26.6	1.3	8.9	10.1	20.3	21.5	5.1	31.6
南小校区	41	46.3	34.1	22.0	17.1	14.6	29.3	14.6	2.4	14.6
明和小校区	32	37.5	28.1	6.3	18.8	9.4	15.6	25.0	9.4	15.6
和光小校区	36	30.6	33.3	5.6	19.4	8.3	27.8	11.1	-	13.9

⑪ 高齢者や障害のある人が日常生活で将来的に不安を感じると思われるもの

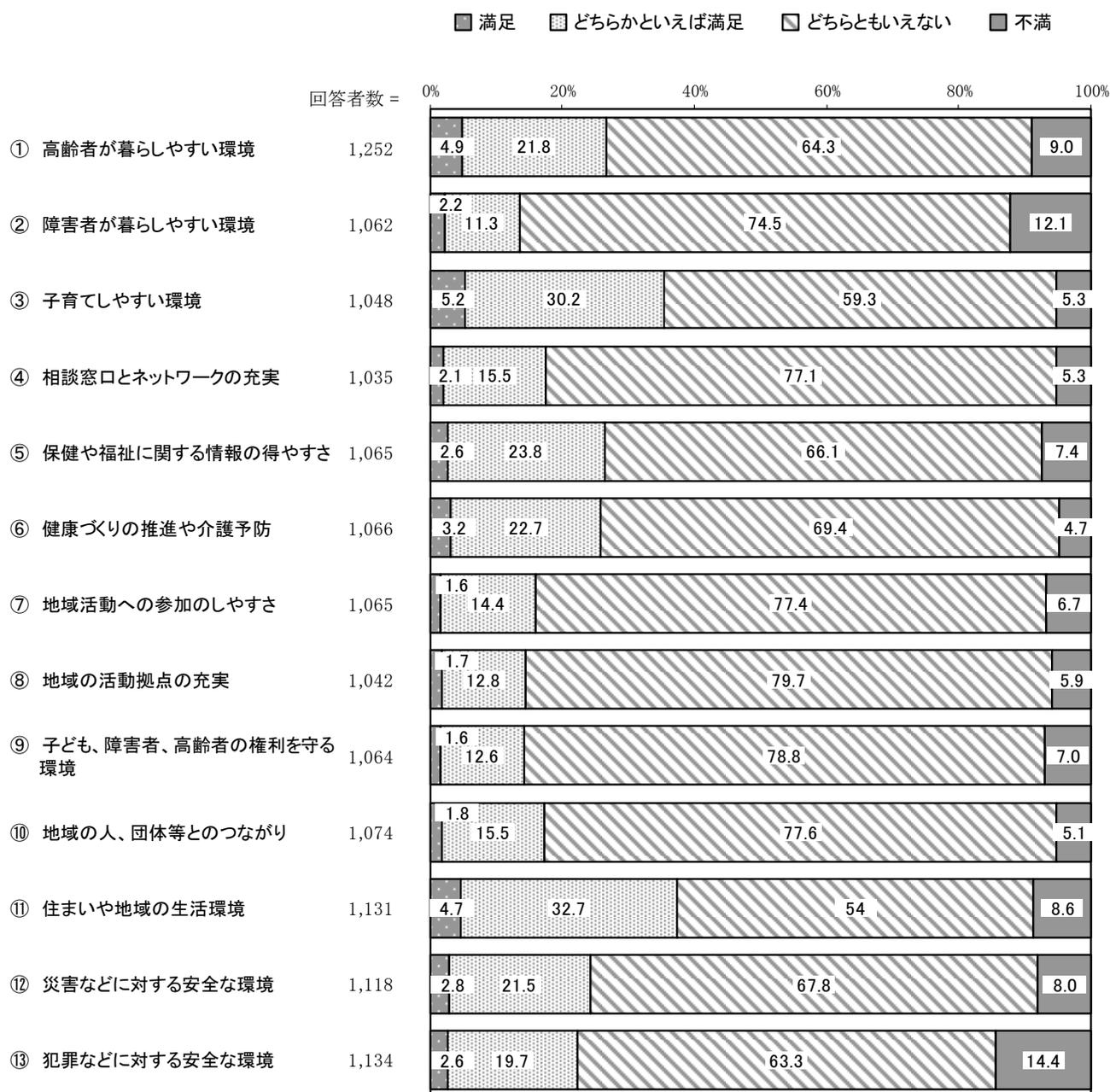
「福祉サービス利用手続」の割合が56.3%と最も高く、次いで「各種行政手続」の割合が54.2%、「医療に関する手続」の割合が52.3%となっています。



⑫ 居住地域での暮らしに関する環境への満足度

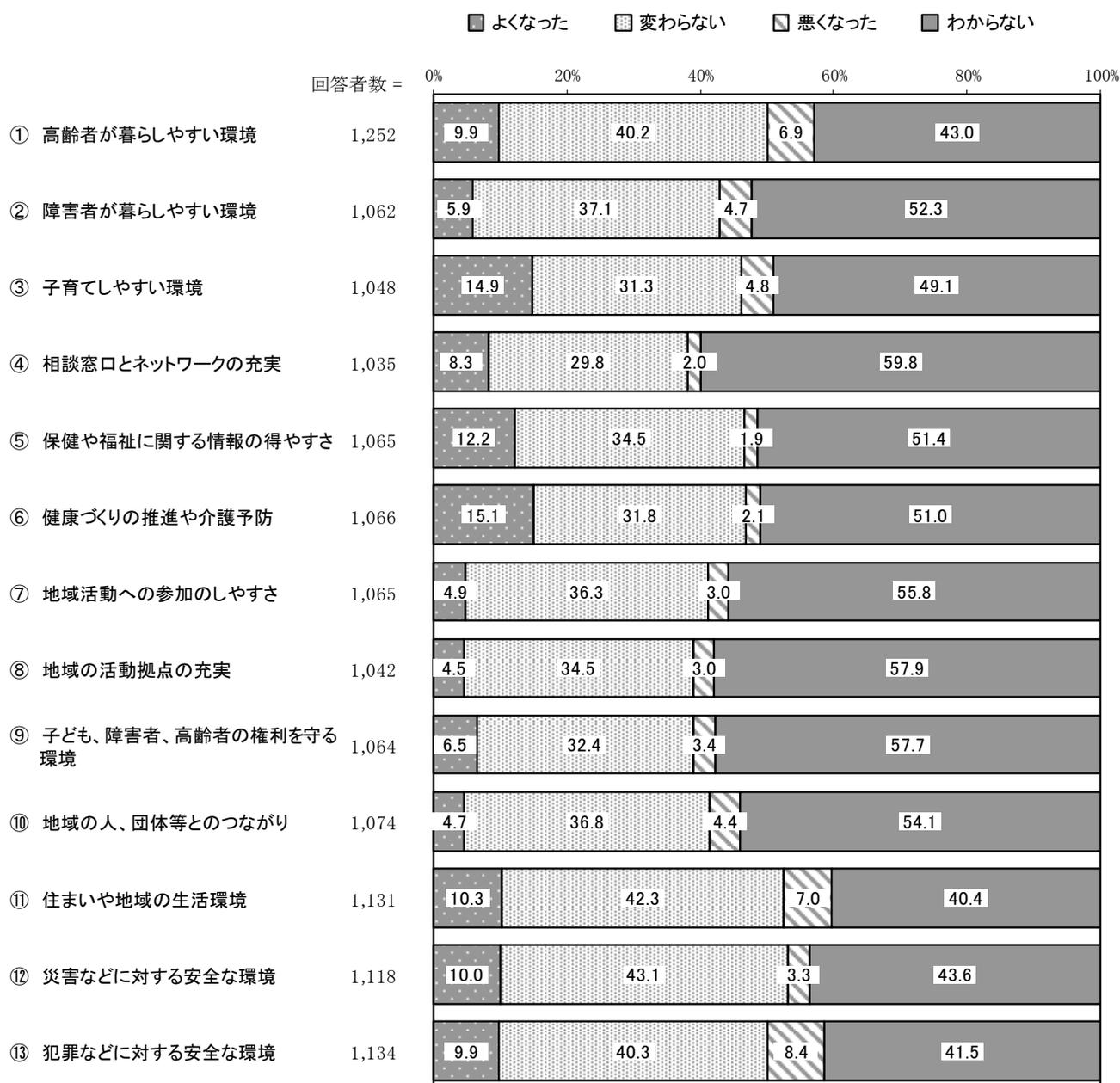
ア 現在の状況

『①高齢者が暮らしやすい環境』『③子育てしやすい環境』『⑪住まいや地域の生活環境』で「満足」と「どちらかといえば満足」をあわせた“満足”の割合が高くなっています。



イ 以前と比べた状況

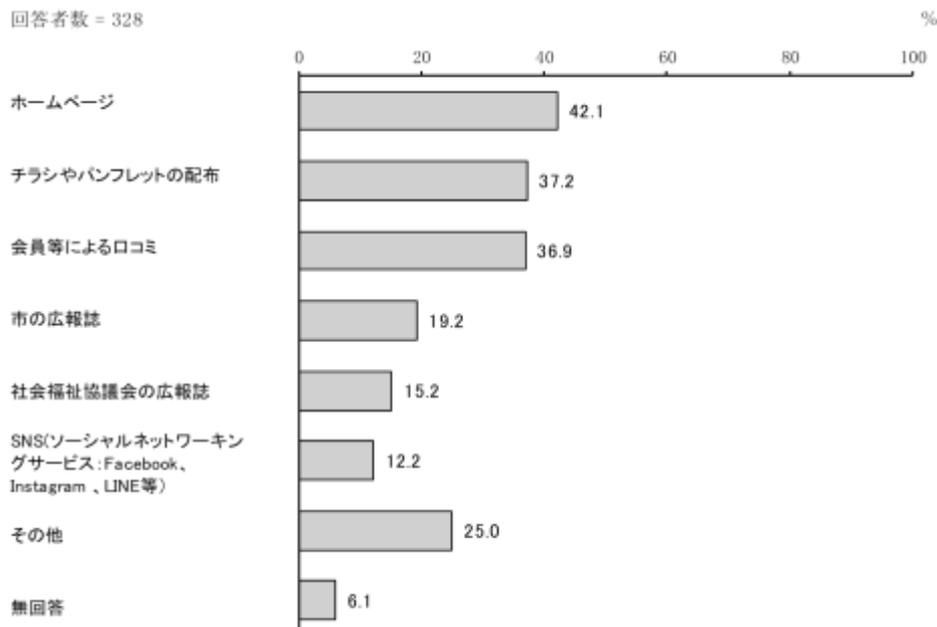
『③ 子育てしやすい環境』『⑥ 健康づくりの推進や介護予防』で「よくなった」の割合が高くなっています。また、『⑪ 住まいや地域の生活環境』『⑫ 災害などに対する安全な環境』で「変わらない」の割合が高くなっています。



(3) 団体調査結果

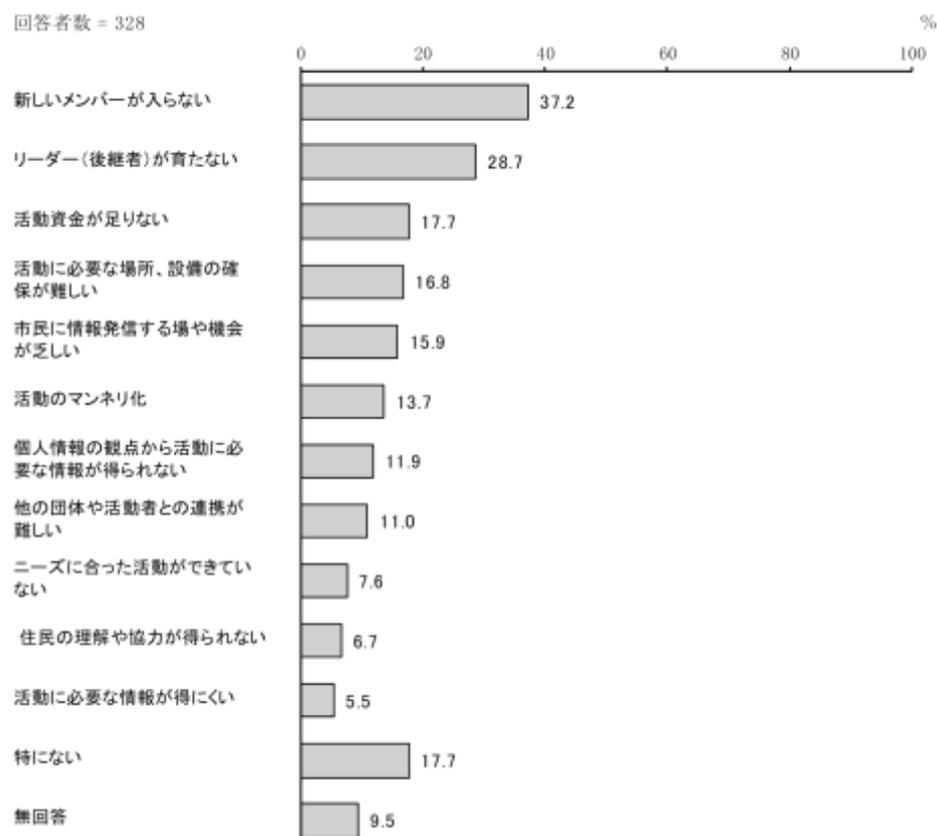
① 団体の活動情報の発信方法

「ホームページ」の割合が42.1%と最も高く、次いで「チラシやパンフレットの配布」の割合が37.2%、「会員等による口コミ」の割合が36.9%となっています。



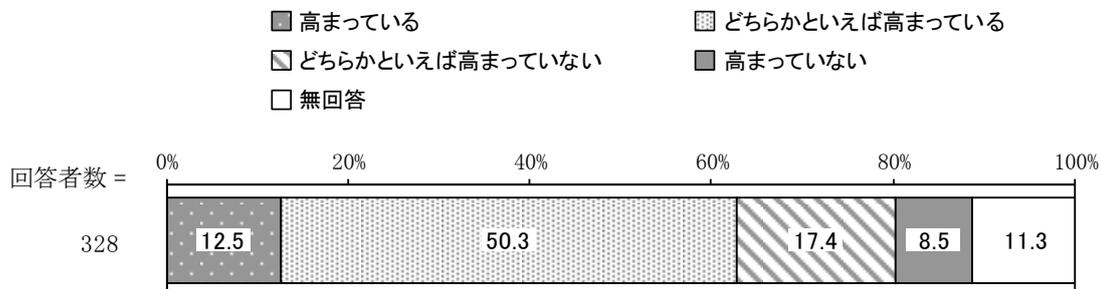
② 活動を行う上で、困っていること・課題

「新しいメンバーが入らない」の割合が37.2%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」の割合が28.7%、「活動資金が足りない」、「特にない」の割合が17.7%となっています。



③ 活動を通して地域における地域福祉に対する意識の高まりの有無

「どちらかといえば高まっている」の割合が50.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば高まっていない」の割合が17.4%、「高まっている」の割合が12.5%となっています。



8 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容
令和元年 9月30日	令和元年度 第1回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4次寝屋川市地域福祉計画の策定について 2 みんながつながる地域福祉プラン（第3次寝屋川市地域福祉計画）における令和元年度の取組について 3 成年後見制度の利用促進に関する取組について 4 寝屋川市福祉のまちづくりひろばについて
令和元年 10月11日～ 11月29日	第4次寝屋川市地域福祉計画策定のための市民調査・団体調査の実施	
令和元年 12月23日	令和元年度 第2回寝屋川市地域福祉計画推 進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4次地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果中間報告 2 第3次寝屋川市地域福祉計画の平成30年度の取組について
令和2年 8月19日	令和2年度 第1回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4次寝屋川市地域福祉計画策定について 2 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査等の結果について 3 第3次寝屋川市地域福祉計画の柱ごとの現状・課題のまとめについて 4 第4次寝屋川市地域福祉計画 施策体系案について
令和2年 9月30日	令和2年度 第2回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉計画に包含する行政計画について 2 第4次寝屋川市地域福祉計画（検討案）について
令和2年 11月17日	令和2年度 第3回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4次寝屋川市地域福祉計画【案】について
令和3年1月 (書面開催)	令和2年度 第1回寝屋川市社会福祉審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4次寝屋川市地域福祉計画【素案】について
令和3年 2月1日～ 2月28日	パブリック・コメントの実施	
令和3年 3月17日	令和2年度 第4回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4次寝屋川市地域福祉計画について

9 用語説明

あ行

○エッセンシャルワーカー

医療福祉関係、保安関係、運輸交通関係、小売、販売業、教育、保育関係、公共インフラ関係など、人が社会生活をするうえで必要不可欠なライフラインを維持する仕事の従事者をいいます。

か行

○介護保険制度

高齢者の介護を社会全体で支えることを目的として平成12年(2000年)に創設された制度のことです。介護が必要な高齢者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行います。

○協働

市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することです。

○校区福祉委員会

「福祉のまちづくり」を進めることを目的に、自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、PTA、ボランティアなどで構成され、小学校区ごとに結成されている住民主体の福祉活動組織です。高齢者、障害者、子どもなどへの見守り・声かけ活動、ふれあいサロン活動、身近な相談活動などを通じ、地域の身近な福祉問題の発見や解決に取り組んでいます。

○更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。

○更生保護団体

犯罪をした人や非行をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける関係機関・団体のことです。

○高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会といいます。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

様々な生活の“困りごと”のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着して行う専門職です。本市では、寝屋川市社会福祉協議会に配置され、地域資源の掘り起こしや新しい仕組みづくりを行っています。

○孤立死

一人暮らしや高齢者だけで生活している世帯などで、地域から孤立した状態で亡くなることをいい、「孤独死」と呼ばれることもあります。

	さ行	
--	----	--

○社会福祉協議会（社協）

社会福祉法で「地域福祉を推進する団体」と位置付けられ、住民、福祉の専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体などが参加・参画し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す、公共性と自主性をもつ民間の福祉団体です。都道府県及び市町村に設置され、校区福祉委員会活動、ボランティア活動、福祉教育の推進、生活困窮者への支援など、地域の福祉力を高める様々な事業を行っています。

○重層的な支援体制

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、支援していく体制のことで、平成29年の改正社会福祉法により、地域福祉推進の理念を実現するために市町村が努めることとされています。

○自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に、早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

○生活困窮者

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人や、経済的困窮に限らず障害や精神疾患、ひきこもり、家族関係の問題など何らかの理由により社会から孤立し生きづらさを抱えている人も含みます。

○生活困窮者自立支援制度

市や民間団体が緊密な連携体制をとり、生活困窮者に対して、地域における福祉・就労・教育・住宅その他の自立に向けた支援を行うことです。

○生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれています。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす専門職のことです。

○成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のことです。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度のことです。

	た行	
--	----	--

○ダブルケア

「介護」と「子育て」といったように、家族や親族など複数のケアを同時に行う必要がある状況のことです。近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うことの問題が指摘されています。子育てや介護は精神的、体力的な負担が大きく、また誰に相談してよいか分からず、問題を当事者だけで抱え込みがちになるため、新たな支援が必要となっています。

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられています。

○地域協働協議会

地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織です。

○地域子育て支援拠点

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場をいいます。地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座などを実施しています。

○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題です。

○地域就労支援センター

就労が困難な方を対象に、コーディネーターによる就労相談を行っています。

○地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように医療や介護などの支援が一体的に提供される体制のことです。

○地域包括支援センター

高齢者の保健と福祉を包括的に支援するよう、健康な生活を維持するための介護予防の取組や、高齢者・家族等に関する権利擁護なども含めた相談・支援を、関係機関と連携して進める上での中核となる機関です。

	な行	
--	----	--

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

○認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のことです。

	は行	
--	----	--

○ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成 22 年 5 月 19 日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のことです。

○避難行動要支援者

自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難を図るために支援を要する人です。

○避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者への避難支援、安否確認等、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿です。

○福祉避難所

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用の確保、相談支援ができる体制の整備、必要な区居室確保などがなされ、要配慮者を滞在させることを想定し、市から指定を受けた避難所のことです。

	ま行	
--	----	--

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、福祉事務所など関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等もを行っています。

	や行	
--	----	--

○ヤングケアラー

年齢や成長の度合いにも合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものことです。

	その他	
--	-----	--

○NPO (Non-Profit Organization)

営利を目的とせず、市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

○SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、世界中の企業や団体が将来に渡っても継続できる事業を検討し、取り組んでいます。

○DV (ドメスティック・バイオレンス)

Domestic Violence の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。家庭内暴力とも呼ばれています。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が制定されています。

○8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうことです。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来します。